令和３年　東川町議会　第２回定例会　会議録

１．招集年月日　　令和３年６月 17 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　会　　令和３年６月 17 日　　午前 09 時 30 分
４．閉　　会　　令和３年６月 17 日　　午後 15 時 46 分
５．会　　期　　１日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第１２１条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　　長	松　岡　市　郎	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
副　町　長	平　田　章　洋	農地整備課長	中　山　善　敬
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
教　育　長	杉　山　昌　次	診療所事務長	金　山　裕　之
会計管理者	西　原　　香	農業委員会会長	津　谷　俊　弘
企画総務課長	窪　田　昭　仁	農業委員会事務局長	北　口　由美子
保健福祉課長	佐々木　英　樹	学校教育課長	佐　藤　文　泰
文化交流課長	藤　井　貴　慎	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
東川スタイル課長	高　石　大　地	子ども未来課長	藤　川　裕　充
写真の町課長	竹　田　慶　介	代表監査委員	安　井　繁　光
税務定住課長	吉　原　敬　晴	選挙管理委員会職務代理	坂　井　直　志
産業振興課長	菊　地　　伸		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　書記　畑山　美里　　書記　村中　　豪

12.町長提出議案の題目
議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第３号）について
議案第２号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について
議案第３号　東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第４号　東川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第６号　東川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第７号　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第８号　東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第９号　東川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号　東川第三小学校校舎長寿命化改良工事請負契約について
諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第１号　令和２年度 東川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第２号　令和２年度 東川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第３号　令和２事業年度 東川町土地開発公社の決算及び令和３事業年度の事業計画について
報告第４号　令和２事業年度 株式会社東川振興公社の決算及び令和３事業年度の事業計画について

13．議員提出議案の題目

【一般質問】

薦田　敏次　・ヤングケアラーの支援について
　　・若年障がい者における支援サービス事業所誘致について
飯塚　達央　・行政執行方針の冒頭にある「NEW IDEA」プロジェクトの展開について
　　・住宅の供給不足について
　　・キトウシ保養施設のコストについて
鈴木　哉美　・町政に関する情報発信体制について
鶴間　松彦　・財政活動について
　　・戸口除雪（及び間口除雪）の充実について
山家　祥幸　・町内の道路標識・標示の設置について
　　・ノルデックウオーキング・ウオーキングの常設コース設定について

閉会中の所管事務等の調査の申し出（総務文教常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（産業建設常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（議会運営委員長）

14．議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15．会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。
10番　鈴木哉美議員、11番　鶴間松彦議員。

○開　　会

議長（高橋昭典君）　ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。よって、令和３年東川町議会第２回定例会は成立しますので、開会します。

○招集者挨拶

議長（高橋昭典君）　町長より本定例会招集の挨拶があります。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
今日は令和３年東川町議会第２回の定例会を招集させていただきましたところ、全員の議員の皆様方のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
今、議長さんからお話がございました通り、コロナワクチン接種でありますが、加速をさせるべく今準備をさせていただいておりますけれども、私共の今の目標としましては、12 歳以上の対象者で接種を希望される方については、８月中には努力をいたしまして終えることができるような進め方を検討させていただいているところでありますので、どうかご理解をいただきたいと思います。
今回、私共が提案をさせていただきます案件につきましては、議事の案件が 10 件、諮問が１件、報告４件というふうになっておりますが、どうか全会一致で議決を賜りますようにお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきたいと思います。
ありがとうございます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　会議録署名議員の指名

議長（高橋昭典君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、10番　鈴木哉美議員、11 番　鶴間松彦議員を指名します。

○日程第２　会期の決定

議長（高橋昭典君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。
本定例会は、本日１日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

○日程第３　諸般の報告

議長（高橋昭典君）　日程第３「諸般の報告」を行います。
町長から報告事項がありましたら、報告していただきます。

町長（松岡　ありません。

市郎君）

議長（高橋昭典君）　議会からの報告事項は、別紙配付のとおりです。
以上で、諸般の報告を終わります。

○日程第４　一般質問

議長（高橋昭典君）　日程第４「一般質問」を行ないます。
通告順に質問を許します。
４番、薦田敏次君。
薦田議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。
制限時間は、場内時計 10 時 20 分です。
５分前になりましたらお知らせいたします。

４番（薦田敏次君）　それでは、私の方から２件について質問したいと思います。
最初に、ヤングケアラーの支援についてということと、２つ目が、若年障害者における支援サービス事業所誘致についてということで質問したいと思います。
まず最初に、ヤングケアラーの支援についてということで、この頃、新聞でもにぎわってきてはいるんですけれども、ヤングケアラーとは何のことっていうことも言われるかと思いますけども、言葉的にいくと、家族の介護や幼い兄弟の世話に追われる子ども、ヤングケアラーの存在が注目されていますということで、幼い兄弟とか家族の介護に当たる18歳以下の子どもたちのことを言っております。
その中で、過度な負担や学業に深刻な影響を及ぼすようなことが指摘されている事態でございますが、今、国の方でも支援対策を練られ始めたところなんですけれども、それに対して町の考えを伺いたいなと思いますので、事例では、精神疾患の親を支えながら家事や買い物をしたり、また、障害のある兄弟の入浴などの介助、また、高齢者の祖父母を介護、夜間に見守るとか、そういう部分を担う青年というか少年たちがこの頃多くなってきているかと思われるんですけど、特にひとり親のところはそういうのが多いのかなと思われますが、国の方としては、自治体による現況の把握の推進ということで今後出てくるかと思うんですけれども、去年ですか、１回、国の方でやられたんですが、中学２年生と高校２年生の実態はどうなのかということで調査をされております。中学２年生の場合は5.7％、17に１人の割合と。高校生はもうちょっとあったような感じで言われております。このような状況で、東川町ではその調査の中には入っていなかったっていうことは伺っておりますが、今後そういう調査等をどのように考えているのか教えていただければと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今、薦田議員からお話がございましたヤングケアラーという言葉自体、つい最近まで掌握をいたしておりませんでした。新聞やテレビでもって放映されたり、或いは報道されるという中で知れてきた訳でございますが、非常に機微な問題といいましょうか、センシティブな問題ではないかと思うんです。場合によっては、そういう状態を知られたくない

というところもあるでしょうし、自分たちでやっているから、これは自分たちでやるんだという方もいるでしょうし、本当に困っているという方、ケアラーのケアが必要だというようなところもあるのではないかと思いますので、まずは実態調査をどうするか、実態把握をどうするかということが非常に大きなことではないかと思います。

ですから、医療の分野、介護の分野、保健の分野、或いは教育の分野等で担当する者、或いは場合によっては民生委員さんなども入ってくるかもしれませんが、そういう方々の情報を集約しながら、どういう対策がいいのか。それも一律こうしたらいいということではないのではないかと思いますので、本当にケアを求めている方々をどう把握をし、そのケアを求めている方々に対して行政としてどのようなケア、支援ができるかということを考えていく必要があるのではないかと思っておりまして、まずは現状をしっかりと把握できるような体制を考えていき、取り組んでいきたいと考えております。

議長（高橋昭典君）　４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）　ありがとうございます。

町長も言われたように、国の方でも、支援をめぐっては、子どもたちが長く時間を過ごす学校での発見も期待されるが、学校関係者の取り組みも手探りなのが実際であると。また、親を悪者にしたくなくて誰にも話せないと。元当事者たちがそういうふうにも言っている部分がありますので、これは大変な時間もかかるし、色んな意味で大変だったと思うんですけども、やっぱりそんな中でも、そういう人達の中でもっと勉強する時間がほしかった、重い障害にある母親を持つ人は、実態の調査というか、そんな思いを相談することはできなかった、母親を見守り、家事を担う日々、事故でっていうこと、そういうことが多々あるみたいですので、やっぱりそういう意味では、先程も言ったみたいに、学校で１番見つかりやすいのかなとは思うんですけれども、ただ、それも子どもが話してくれなければ何もできないという部分もありますので、あと隣近所の方がそういうので困っているんじゃないかと。あと、先程もあった民生委員とか、やっぱりそういうアンテナを立てて少しその辺りを補助して、集めて、多分、国の方でもそういう調査の依頼等が来ると思いますので、先立ってそういう話を集めていくことも必要じゃないかなと思いますので、その辺りをお願いしたいなと思います。

その他に、支援としてなんですけども、幼い兄弟をケアする子どもがいる家庭への家事や子育て支援の制度を検討もしていくということで国の方ではやっていく考えもあるみたいですので、もしそういう方がいればそういう対策も必要になってくるのかなと思いますので、その辺りの支援の部分も考えがあるなら教えていただければなと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　まず、先程お話を申し上げましたように、実態、実情がどうなっているかということがまず大変重要ではないかと思います。そういった中で、ケアラーの方が本当に支援、ケアを求めているという事例がどれぐ

らいあるのか。仮に求めているとすれば、どのような支援が１番いいのか。先程薦田議員が仰ったような子育ての支援がいいのか、或いは食事的な支援がいいのか、或いは訪問いたしまして何か家事のお手伝いをするのがいいのか。それはケースバイケースではないかというふうに思います。

それから、今お話がございましたように、国でも検討されているということでありますので、国の支援の内容等も十分把握をしながら、そして、我々としては、まずは実態をしっかり把握をし、その実態の中で何を必要としているかということを把握するということが大切ではないかと考えておりますので、その辺、教育委員会等と、或いは保健福祉の方と十分連携をしながら取り進めていきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）　ヤングケアラーというか、ケアラーの関係についてなんですけども、北海道栗山町が支援条例を今年度から発布してやっていると。10年前からケアラーに対してケアラーの孤立を防ぐという意味で実態調査、また、ケアラーの手帳の配布とか色々と行われてきているんですけれども、ケアラー支援条例の制定ということで、インターネットでもその辺りは出てはいるんですけれども、そこまでの条例が必要なのかどうかというのは今後の実態調査によって変わってくるのかとは思いますけれども、そこまでも考えて今後進めていっていただければなと思うんですけど、その辺りの考えをお願いします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　条例制定ということもありましたけれども、先進的な事例でやっておられるんだろうと思います。

今お話がございましたように、国でも十分検討されるということでありますから、国の検討も踏まえながら、私共としては、私共として独自にどういうような実態にあるのか、また、どういう対策が必要なのかということを早急に検討していくということでないかと思います。

条例等についてはまた議会の皆さんとも相談するということがいいのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（高橋昭典君）　４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）　ケアラーのことはこれで終わりたいと思いますが、まずは実態をきちんと把握してもらって次の段階へと進んでいっていただければなと思います。

続きまして、若者障害者における支援サービスの誘致についてということなんですけれども、これはいち町民から私のところにいただいたものなんですけれども、近年、医療の福祉が注目されて老人ホームの施設が増える一方で、若年障害者が利用できる施設は全国、国全体としても少ないと思います。特に、東川町では、就労支援施設はありますが、若

年障害者が入所し、ある程度の介助を受けながら暮らしていける施設がありませんということで私のところに来たものなんですけれども、それで、何年か前にお話を保健福祉課の方に持って行って、ある程度の答えはあったんですけれど、その中では２施設ぐらいはありますよという話もあるんですけれども、２施設というか、宿泊というかそこの場所でグループホームとなってすぐそこの横で就労ができるっていうところがあるんですけども、東川町内にはそこの１軒と、介護施設である部分のところがあって、そこから通うっていうこともできるという部分があるんですけども、１番は、自分が年老いたときにそういう障害の持っている人が遠くに、旭川まで行かなきゃいけないとか、そういうのがあって、そこまで自分が行くのも今後大変になってくるのに、そういうので東川の中にそういう施設を誘致してくれないかという話が来ていた訳なんですけども、その辺りで、誘致の、多分しているとは思うんですけれども、今の状況ですね。どのような状況になっているか教えていただければなと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　ただいまご質問いただいた件でありますけれども、町が積極的に誘致をしたということはないかと思いますが、町が施設をつくったということは、ここりんなんかはそうですけども、ありますが、それ以外について、町が積極的に誘致をしてということじゃなくて、やりたいという方々に対して支援をしてきたと。障害者の関係ではあるんではないかと思います。

現在、生涯にわたって生活が安定して送れるような、そういう施設が必要ではないかという話になっているかと思います。

現在２カ所の施設がある訳ですけれども、その施設の詳細自体というのは私もよく把握をいたしておりませんが、１つは生活ができるような場所でもあるということであり、空室もあるようでございますが、こういった施設がどういう機能を持って運営をしているかということについては佐々木保健福祉課長に答弁をさせたいと思います。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　ただいまご質問ありました事業所の関係ですけども、本町においては若年障害者が常に介護を受けながら入所できる施設というのはご承知の通りない状態でございますが、町内には４月に開所しました施設を含めまして共同生活援助、グループホームでございますが、定員７名とプラス６名、計13名の民間施設がある状況でございます。現在は３戸の空き状況となっており、常に介護が必要となる生活介護の事業者については町内にはない状態でございます。あと、10月中旬に同じく共同生活援助、グループホーム、４床の体制でございますが、新たに建築、スタートということを聞いております。

以上でございます。

議長（高橋昭典君）　４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）

１番はやっぱり地元で就職、また、住めるっていうことが１番いいんじゃないかというふうに思う訳ですから、あと４カ所がまたできるということですので、その辺りが生活しながら就労もできるということであればいいんですけれども、そういう辺りも考えてそういうふうになってくるのかとは思いますが、これは議会の方でも、美瑛町で行われた議員の研修会の中で、函館の方の江差福祉会というところがあって、そこがグループホームと、あと就労施設としての色んなものをやっていて、10軒ぐらいそういう部分でやっているところがあって、その中にはバリアフリーのホテルを障害者が運営していると。元々ホテルが撤去というか、やめるということで、そこをもらって障害者が運営しているという、そういうものと、あと保存用パンですか。そういうものを作って障害者の就労にあてて収益を得て、その中からグループホームとか、そういうふうにしてやっているところもありますので、そういうところを参考にしながら、そういう提供できるような。４床がどういう部分なのかちょっとわからないですけども、そういうものも考えて、その辺りのできるところを参考にしながら誘致をしていただければと思うんですけども。その辺り、どのように考えるかお願いします。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

東川町の場合は、障害を持った方が働く場所というのは何カ所かあるんだと思います。現実に働いておられると思いますが、生活する場所と就労する場所が一体になったというところは、これはないのかなというふうに思います。

我々もそういうものが必要だとすればそういう調査なんかをしてみたいと思いますし、もし議員さんの方でそういう施設が東川へ行きたいというような情報があればご提供いただいて、前向きに検討していきたいと思いますので、そういう情報があれば具体的に検討したいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思いますし、また、新しくできるものがどういうものなのか、その辺も踏まえながら検討していきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

４番、薦田敏次君。

４番（薦田敏次君）

なかなかこちらの方もすぐにどうこうっていうふうになるというものではないとは思いますけれども、色んなそういう就労の仕方もあるかと思いますので、東川町民の障害者の人がやっぱり東川町内で住んで就労できると。そういう場所づくりも、共生のエリアを今後考えていく訳ですから、そういうのも考えながら進めていっていただければなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（高橋昭典君）

以上で薦田議員の一般質問を終ります。

次に２番、飯塚達央君。

飯塚議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。

制限時間は、場内時計 10 時 40 分です。
５分前にはお知らせします。

３番（飯塚達央君）

３番、飯塚達央です。おはようございます。
私の方から大きく３つについて町長に対して質問を行いたいと思っております。質問が多岐にわたりますので、短く質問を切らせてもらいますけども、簡潔に町長の方からお答えいただければ有難いなと、こんなふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
まず、１番目です。本年度の行政執行方針の冒頭に、「NEW IDEA」プロジェクトの展開についてということで指針が掲載されております。
その中で、Independency（自律性）自ら決定できる自治体ということで、を目指していくというふうに書かれてございます。
その中のア、イ、ウというふうに項目がございますが、それぞれについて具体的に伺いたいなというふうに思っております。
まず、アに間接民主主義の成熟というふうにございますが、間接民主主義というのは選挙で投票した我々議員若しくは町長で行うっていうことが間接民主主義だというふうに認識をしているんですけども、これの成熟と言われるとどういったことなのかなというふうに思っておりまして、住民参画ということなのかなというふうには思っているんですけども、まずこの話し合いの前提として、町長の考えられる間接民主主義の成熟というのはどのような解釈なのかちょっと教えていただけるでしょうか。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

ただいまご質問ございました成熟についてお話を申し上げたいと思いますが、答弁、皆さん方にとって耳障りの悪いご答弁になるかもしれませんが、その辺はご了承いただきたいと思います。
それから、もう１点、反問という場合は、それぞれ１件ごとに反問権の許可を得なければいけないのか。

議長（高橋昭典君）

項目毎に反問権。全体通してっていうのでも構いませんし。

町長（松岡市郎君）

その都度やっぱり聞かなきゃいけませんか。

議長（高橋昭典君）

反問したいんですけどって許可を。

町長（松岡市郎君）

わかりました。今は反問はしませんけれども。
地方自治というのは日本国憲法に決まっておりまして、憲法で法律を定めるということで、地方自治法がある訳でございますが、地方自治法の中には、議決機関としての議会、それから執行機関としての我々、そしてまた、農業委員会とか教育委員会という行政機関があって、さらに様々な調査とか諮問をし答申をしてもらう機関として附属機関というのがある訳でございますが、地方自治というのは、いわゆる自主性をもって自己決定をし、自己責任をするというのが地方自治の基本ではない

かというふうに思っております。
私共は、住民お一人お一人から意見を聞いて、それを反映するということはなかなか不可能である。従ってこういう二元性というか、そういうシステムになっているんだと思うんです。
ですから、こういう中で非常に重要なことは、まずは、自主性、自己決定、自己責任というのは、人のものまねではない。例えば、他の町でこんなことをやっています、あんなことをやっています。隣の家でこんなものを買いました、あんなことをやっています。だから我が家でもこうしなければいけないと。そういう発想ではなくて、我が家に必要なものをどう実現をしていくかということではないかと思うんです。そのときには、他の家でやっているとか、他の町でやっている、やっていないということではない。
そしてまた、前例があるとかないということではない。そういう前例というのは先人の方々が築いてこられた訳ですから、我々も必要なものはしっかりとやると。こういう姿勢でなければいけないと思います。
それから、予算がないという話がありますけれども、予算があれば何でもできる。ですから、その予算確保をどうするかということをアイデア、知恵を出して進めているということが大変重要ではないかと考えております。
その辺が成熟の第１点。
２つ目は、議会の皆さん方とお話をしますと、住民の声を聞けと言われるんです。これはちょっと違うんじゃないかと。議会の声を聞けと。議員の声を聞けというのならわかるんです。我々は、まちづくり計画を立てる場合に、住民の皆さんの意見を全て聞けないので、まちづくりの策定委員会というのを作りまして、そこで意見を聞いて、そして議会の皆さん方と決めておられる。その決めたものを私たちが実施をしていく訳です。ですから、我々がまず聞き、説明責任を果たすというのは、議会の皆さん方でないかと思うんです。ですから、そこは議会の皆さん方にも。我々住民の意見を色んなことで聞いてきている訳です。ですから、住民の意見ではなくて、議会の皆さんとどう議論していくかということが１番重要なことではないかと思うんです。
その中に例えば住民の皆さんが色んな意見がある、提案があるとすれば、陳情請願というような形で表に出て、しかも透明性のある中で議論をして私共に届けていただくということはできる訳でありますから、そういうところでもう少し我々としては一歩前進をする必要がある。そのことを指して成熟というふうに申し上げたところであります。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　それでは、次の質問に移ります。
間接民主主義の成熟の中の項目に、広報（自治情報の発信）、それから広聴（住民の声反映）の充実とありますが、すごく共感するところなんですけども、広報の充実という部分に関してどのように具体的なプランがあるかお聞かせいただけますでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　広報の充実につきましては、今も相当充実はしているというふうに思います。住民の皆さん方が、例えば町長への手紙というのがございますけれども、その中に匿名の部分も結構あるんです。ですから、匿名の部分のお答えをする場合に、特に個人に関わるものは別としまして、全体に関わるようなものについては、そういう中で回答申し上げる。今もひょっとしたらなっているかもしれませんが、そういうことであるとか、或いは文化芸術の面で今活動されているものは様々公表されていますけれども、そういうところを充実するとかということがありますし、また、住民の中でもユニークな活動をしておられるような方々を紹介するということ。或いは自治振興会の中でも自主的に取り組んでおられることがあるとすれば、そういったことを広く紹介していくというようなことで充実はすることができるのではないかと思います。ただ一方で、住民の中に色んな方のご意見がある訳でして、広報を色々充実すると広報を配るのが重くなると。重くなりすぎて、皆さん方、我々シニアになっておりますので、配って歩くのが大変だと。町長もその辺を考えて考慮したらいいんじゃないかという、こういうご意見もありますので、私自身は飲水思源を７月をもって止めさせていただいて広報の軽量化に努めていきたいと思いますが、その辺も含めて、効率的で便利の良い情報の発信に努めていきたいと考えております。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　今危うく聞き逃しそうになったんですけども、広報ひがしかわの中で町長のコーナーを止めるということですね。それで、僕は逆にもっとリーダーとして町長に色々発言の場に立って町民の方に直接話かけるような、訴えかけるような場面を多く作ってもらった方がいいんじゃないかなというふうに考えておりまして、特にコロナ禍におきまして、ご承知の通りと思いますけれども、首相が発言力がないよとかってよく批判されております。その一方で、地方自治体の例えば吉村大阪知事ですとか、高島福岡市長ですとか、熊谷千葉知事のように、住民に色んなSNSとか通じたり、或いはYoutubeとか動画を通してメッセージを強く発信されている方がいらっしゃって、その目的というのは、住民の方に対して安心してもらおうというふうな意図が感じられるんですけども、東川町でもそんなにコロナ禍ひどい状況ではないんですけども、是非町長の発言もいただきたいなというふうに思っておりますし、また、色んなキトウシの保養施設、或いは共生暮らしのエリア、デザインミュージアム、大きなプロジェクトが控えている中で、どういうふうに町民は解釈していいのかっていうところがわからないというふうな戸惑いの声も上がっておりますので、是非町長から、役場の広報の担当の方とか色々いらっしゃると思うんですけども、町長自ら発信される機会というふうなものを多く取ってもらった方がいいんじゃないかなと思っているんですけども、その辺りお考えいかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　色んな考え方があるのではないかと思います。
東京都知事であるとか大阪の知事だとかっていうのは連日テレビに

出て記者会見のようなことをやっておりますけれども、小さな自治体というのはそこまで必要かということがあると思います。
　我が町の場合については、職員が色々と情報発信をしてくれておりまして、北海道新聞なり、或いはテレビなり、或いは雑誌でもって相当取り上げられ、それが住民の皆さんに告知をされたり、或いは議会の議員の皆さんがそれぞれ選挙人の皆さんに情報発信をしてくれているというところもあるのではないかと思います。
　ですから、町長の役割としては、表に立って話をするというのも、行動哲学を持った首長ならそういうこともあるかもしれませんけども、私はいずれにしましても住民の皆さんでお決めをいただいたまちづくり計画にあるものをいかに早く効率的に実現するかと。その実現するかというところに力を置いておりましたので、実現をすることが優先ではないかと思います。
　その実現する内容について住民が知らないというような話があると思いますが、これはやっぱり私共、議会の皆さんともう少し説明責任を果たしながら、そしてまた色んな機会を通じて発信をしていくということが大切なことではないかと考えておりますので、二元制という、こういう自治制度の中ではやはり議会と町長の関係をしっかりと構築をして同じ方向を向いてくということが１番大切なことではないかと常々考えております。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　続きまして、広聴の充実ということで住民の声反映というふうにございますが、先程町長も住民の声はあまり聞くのはどうかなというふうな、議会を通して声を拾い上げるっていうのが大事だというふうに答えられましたけども、ちょっと一見逆のようなことが書いてあるような気がするんですが、広聴の充実ということではどのようにお考えでいらっしゃるでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　私、聞かないということを言っている訳ではありません。二元制ということで、住民の皆さん方の声をお一人お一人聞いてそれを行政に反映するというのは極めて難しいことだと。ですから、住民の皆さんの声もＡという意見もあればＢという意見もある、或いはＣというものもある。どれをどうするかということが非常に重要な訳でして、それをお決めいただくのはやはり議会なんです。ですから、我々は議会との関係をしっかりやると、進めるということは大変重要と思いますし、住民の意見を聞くという方法としては、自治振興会を作っておりまして、自治振興会、第一、キトウシ、第三とかってありますけれども、振興会の設置条例の中に、まちづくりを進めていく場合において、計画だとか、或いは変更だとか、そういうものは自治振興会と十分協議をさせていただくというふうにしている訳です。ですから、自治振興会というのはある意味、公平中立、そして大局的な立場に立って意見を言っていただけるところではないかと考えておりまして、そういうところとも定期的に意見の交換をさせていただいておりますし、或いは聞いておりますし、さら

に、予算の中で事業執行しようというものについてもあらかじめ意見を聞いているということになっている訳です。
　ですから、議会の皆さん方の意見を聞く、そして自治振興会の意見を聞く、或いは先般できました議会の基本条例なんか見てみましても陳情請願っていう制度が議会の中にある訳です。住民の皆さんから提案があった。それを議員さんが紹介して請願をする。議会の中でオープンに議論をしていただいて、これはやるべきだというふうになれば我々の方に寄せていただければ我々としてはそれを重視して展開ができるということでありますので、議会と住民の皆さん、そして我々町長と執行機関と住民と。そういう在り方の中で、やはり議会の皆さんの連携を十分図っていくということが何より大切なことではないかと考えております。
　その他、町長への手紙であるとか、或いは様々な意見を聞く機会というものを設けておりますので、そういう中で意見については耳を傾けていきたいと。また、今後も引き続きそういう方向で進めていきたいと考えております。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　続きまして、イの段に移らせてもらいますけども、自立精神の涵養、それから地域コミュニティとパートナー関係と共助体制の充実というふうに書かれてございますが、ここに書かれている地域コミュニティというのは、今言葉出てきておりますけれども、既存の自治振興会のことを指しているのでしょうか。それに加えて何か新しい地域コミュニティを発足させるような意図があるのか、若しくは大きなプロジェクトごとに、今キトウシの方では協議会が立ち上がって話が進められているところだとは聞いているんですけども、何かこれから共生暮らしのエリア、あとデザインミュージアムに関してもそれぞれいわゆるそういうコミュニティっていうんでしょうかね。協議会を立ち上げてそことの話し合いを充実させるというふうな認識でいいのか、その辺りちょっとお伺いできますでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　地域コミュニティとのパートナー関係ということでありますけども、私町長に就任いたしまして１番大切だと思ったのは、やはり住民の声を行政に反映させるということだと思いました。
　先程来お話しておりますように、住民の声、一人一人の声を反映させるということは極めて不可能で、そしてまた住民の声も多様化している訳です。ですから、一つのことをやろうとしても反対という人もいれば賛成という人もいる訳です。或いは今はちょっと早いと。もう少し後にしなさいと。様々なご意見がある訳ですけども、そういったものを大局的に、或いは公平中立な目で見てどう判断をしていくかということが何より大切なことではないかと思っておりまして、そういう一つの機関と言いましょうかね。そういう一つの意見を聞くところとしてコミュニティの充実を図ろうと考えております。
　行政と自治振興会というのは、自主的にまちづくりを進めていく両車輪のようなものだと考えておりまして、特にコミュニティの中でも、こ

れは我々やるけれどもこれは行政の方で支援をしてほしいというようなものがあれば、そういう分けた中で、じゃあこれは支援をしましょうというようなことで、まちづくりを自主的に進めていくということが何よりも大切なことではないかと考えています。
　それから、施設の整備の関係について意見を聞くということ。附属機関的な性格を持つ訳です。自治法の中では。条例に基づくものでなければ附属機関と言いませんけれども、附属機関的な性格を持つ、キトウシの関係だとか、それも住民一人一人のご意見を聞くというはなかなか難しい。ですから、素案を作るという意味で、そういう検討委員会の声を聞いて、より良い素案というものを作って、それを議会の皆さん方にお示しをし、議会の皆さん方はそれぞれ住民の皆さんから色んな意見を聞いておられるでしょうから、そこをすり合わせをしていこうと考えています。
　それから、まちづくりのキトウシの検討の内容については、１回公表しようと。公表するということで、意見を求めるということじゃなくて公表すると。住民の皆さんにも知っていただく。議論はしっかりと議会と町長の中でやっていくということがいいのではないかと考えているところです。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　では、ウ、町づくり理念の共有ということで、これ議会との共有というふうに読み取れるんですけども、議会などとの意見交換の場の充実というふうにございますが、何か具体的にそういう場をこれから設けるとか、何か策があれば教えてください。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　先程からお話を申し上げておりますように、様々な情報が町に入ってきます。私共としては、私共が知っていて住民の方が先に知るということのないよう、まず議会の皆さんにマイナスの情報であろうがプラスの情報であろうができる限り迅速にお伝えをする。それが全員協議会であったりする訳ですけれども、そういった機会の充実を図りながら、議員さんのご意見、声というものをしっかり行政の中に反映をしていく、これが二元制の中における間接民主主義だというふうに考えておりまして、そういう機会の充実を図りたいということをお話し申し上げているところであります。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　それでは、２番の方の問いに移らさせていただきます。
　住宅の供給不足についてなんですけども、皆さんご承知だと思うんですけども、最近、東川町の地価、或いは賃貸物件の家賃が高騰しておりますということで、どのような対策を取られるのかということで伺います。
　一つの例として、坪単価が８万円ぐらいの住宅宅地が売りに出て、す

ぐそれも売れちゃったということもありまして、10年ぐらい前に僕が土地買った時よりも３倍近いような、その一つの例を取るとですけども、額になっているということで、一つ懸念としては東川町はお金持ちしか住めない町になっていくんじゃないかっていうふうな町民の噂話というか、そういう話も聞こえてくるような中なんですが、地価高騰についてはまず町長どのように見ておられるか教えていただけるでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今地価の話がございましたけれども、北海道は地価調査を毎年やっておりまして、９月の下旬に新聞等ででてきますけれども、その地価調査を見ればここ数年は上がってない。

私町長になりました頃、平成15年頃ですかね。その頃というのは１番高いところで平米５万円ぐらいしたんです。平米５万円ぐらいしました。当時、商工会長さん、安原議員さんでしたけれども、商工会長さんにお話をいたしまして、東川の地価は異常に高いと。それで低く下げる方向で検討させてもらってよろしいでしょうかと商工会長さんにお話をしましたら、いわゆる街中の活性化のためにはそういう方向で進むことがいいのではないかというようなお話をいただきました。

今その地点はいくらになっているかというと、当時５万円ぐらいでした。今２万円切っているんです。半分以下になっている。中心市街地ですよ。

それから、郡部についても、昭和50年代後半というのは坪４万なにがし。４万5,000円から５万円ぐらいの間、或いはもう少し街中に来ると５万円以上して、それが土地開発公社が分譲していたんです。今５万円なんかする分譲というのは、町の住宅分譲の中ではないと思います。

ですから、１件か２件そういう坪８万かなんぼで売られたところがあるのかもしれませんが、私８万という価格は聞いていませんけどなんか７万台のところがあったというようなお話でございますが、これは民民の契約ですから、需要と供給によってどうしてもそこでビジネスをしたいというような場合にはあり得るのではないかと思います。そこは一般の住宅ではないんじゃないかと思うんです。どういうところを指しているかわかりませんけども。

ですから、地価が上がると。地価が上がるというのはある意味町の価値が上がっていることだと思うんです。

ですから、農村の方の地域へいきますと、農家の離農跡地が坪5,000円だとか坪１万円だと言われていました。僕は安いんじゃないかと思うんです。坪２万になった、坪３万になった。大歓迎すべきじゃないかと僕は思うんです。

ところが、農村地域が10万にもなったとか、或いは街中が元のように５万も６万もなったと。平米。さっきの５万というのは平米ですからね。今のは坪ですけども。それから４万台とか５万円というのは坪の話です。１番最初の話は平米ですから。

ですから、そういうことを考えますと高くはなっていませんし、旭川市の方と比較いたしましても、旭川市は東川の同じような住宅街でも2.5倍ぐらいしているんです。東神楽町も大体類似はしておりますけれども若干高いということでありますので、私共の町が高いというのは当たらないと思いますし、金持ちだけしか住めなくなるというのも当たら

ないのではないかと思っております。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　地価に関してはそのような認識でということで承知いたしましたが、依然として、新しく移住したい、住みたいという希望の方に対して住宅の供給不足というのは現実的に起こっているのかなと思っているのですが、その辺りをお聞きしたいんですけども、それに加えて土地開発公社の新たな宅地造成、分譲とか、そういったことで住宅不足を解消した方がいいとか、人口増のためには必要だということを、宅地造成がですね。というふうな認識はいかがなものかということでお伺いします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　飯塚議員さんも人口ある程度確保しなければいけないと、そういう視点からのご質問かと思うんですが、黙って見ていて人口が減るということじゃなくて、人口を増やすためには宅地造成もしなければいけないしということかと思いますが、今私共も、第一、第二、第三、それぞれのところで分譲をしておりますし、第二についてはもう完売したと。ほぼ完売という話でございます。街中についてももう殆どないということでございますので、新たな宅地造成地を考えていこうと思っておりまして、できれば次期の国勢調査、2025年の国勢調査には家が建っているというような、お住まいになっているというようなこと。ですから、2023年に分譲できるような。24年に家を建てて25年。遅くとも23年、或いは24年の春には分譲ができるような形。現実的には24年の春になるのかもしれませんが、そんなところで宅地分譲をしようと考えております。

宅地分譲も非常に重要なことなんですけれども、それより重要なことは、空き地や空家をつくらないということではないかと思うんです。

ですから、これからどんどん高齢化していきまして、娘や息子も帰ってこない、家はいずれ空けなきゃいけないというようなときに、早目にその土地を譲っていただく、或いは貸していただいてその対策をするということが最も大切な喫緊の課題ではないかと考えていますが、共生エリアの中の住宅も、そういう空き家、空き地対策を防ごうと、そういう大きな役割を持っているということもお含みおきをいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　それでは、町長、適疎を目指すということで、東川町は適疎がいいよというふうに、よくそういう言葉を耳にするんですけども、今後、適疎という曖昧な言葉でなくて、数字で上げると、今8,400人ですけども、何人ぐらいがその適疎に当たるのかなということと、東川町まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョンの１番巻末のところで、これからの人口、目指すべき将来の方向ということで、人口とグラフが経年によってどう変化していくかということが書いてございますが、その発表による

と、2010年の最初の出だしになっているので数字が低めに統計になっていまして、今2020年ですけどその時点で8,067人の人口だというふうになっているので、この時点でもう400人ぐらいうちの町実際には上回っているということになっているんですけども、これでいくと、例えば10年後、20年後、30年後、ちょっとわからないんですけども、その辺りで町長は何人ぐらいを目指して策を打っていこうというふうに考えておられるのかお伺いします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　適疎というのは非常に幅のある言葉でありまして、ですから、適当の適ですから、例えば100といえば適切というのは２割くらいの上限が出てきたりする場合もあるのではないかと思いますが、我が町の人口のピーク時が昭和25年で１万700人くらいでしょう、754人だったでしょうかね、ぐらいの数字だと思ったんですけれども、適疎というのは8,000人から１万人ぐらいの間を適疎と言うんじゃないかと思うんです。

お互いに顔が見て名前が呼び合えて挨拶が交わせるような、そういう人口の規模のまちづくりがいいのではないかと考えております。

ですから、適疎の人口というのはそういう幅のある人口。

我々としては、人口減少の時代に人口が増えることなんかあり得ないというふうに私町長になった時に言われました。ですが、現実的に800人、700人増えている訳です。それは何で増えているかっていうと、議会の皆さんと向かっている方向が同じ、なんとかして人口を増やしながら、財政基盤を安定し、住民サービスを低下させないようにと。こういう同じ方向を向いて政策も迅速にご決定をいただいたし、我々もそれに向かって実行することができたということが大変大きなことではないかと思っております。

それから、人口ビジョンというのは8,067人でずっと上がるようなことにしたいんですけども、地方創生推進交付金をもらう場合に、そんなに人口上がらないでしょうと。国の人口が下がっていくのに東川だけどうして人口が上がるんですかというようなことですので、我々としては最小限の目標値を立てているということと、それから、色んな経済状況で変わってくる。例えばコロナのようなのが発生してきた。そうすると色んな産業が消えていくということもありますので、我々としては住民サービスをしっかり向上させるためには、サービスを提供するためには8,000人の人口だけは切らないように努力をしていこうということで庁舎内の意識共有をしているところでございます。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　承知しました。

では、大きな３番の方に移りたいと思います。

キトウシ保養施設のコストについてということですけども、現在、キトウシのいわゆるトロン温泉の建て替えの計画が進んでいる最中だと認識しておりますが、その中で、当初あった設計案がございましたけども、それが隈研吾事務所による外観ほかの設計変更が無償で行われたというふうに聞いているんですけども、今現在、世界的にウッドショック

と呼ばれる木材の、特に輸入木材の価格高騰、或いは材が入ってこないというふうなことで、日本の建築業界も非常に悩ましいところというふうに報道がされている中で、隈研吾さんのプランというのは木材を多用された建築がお得意だということで、かなり木材が使われた設計になるんじゃないかと想像しているんですけども、ウッドショックの中で、かかる費用ですね。建築費用の部分で、追加費用というのは、前に資料いただいた中では８億5,000万円の事業費だというふうに聞いているんですけれども、そこからどれぐらい上がるものなのかというふうに目算されているのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　当初８億5,000万とか、或いは10億とか、そういうような規模できていたのではないかと思いますが、これは隈研吾さんが監修に入ったから事業費が増えるというような意味ではありません。色々検討をしている中で、必要なもの、そして将来にわたって適疎な空間のようなものをつくり、町の魅力、人を集める魅力としての役割も果たすというようなことを考えたときに、どういう規模がいいのか、どういう形がいいのかということを検討しているところであります。

事業費については、今飯塚議員が仰いましたように、コロナ。コロナというのは色んなところで影響しておりまして、観光サービス業においては非常に大きな被害がある。加えて、最近になりまして木材の流通にも非常に大きな問題が出てきている。アメリカの方では住宅を改修して、或いは住宅を建てる、そういうブームがまた巻き起こっている。或いはロシアは輸出をしないとかということで、なかなか今仰いましたように海外の材料が入ってこない。かと言って国内の材料はどうかというと、国内も非常に厳しいということであります。

ですから、木材の材料は、昨日もあるプレカットセンターの社長さんとお話をしておりましたけれども、２倍になっている。そして、９月にはそれがピークを迎えるだろうと。２倍どころではないと。柱なんかはもう４倍になっている。４倍の価格で買える人はいいけども、４倍のお金を払っても材木が入ってこない。こういうような事態が起きる可能性がある。それはいつ起きるんでしょうかといいましたら、ちょっと予測はできないけれども、コロナ明け。ですから、来年ぐらいまでかかるのかもしれません。輸入とか何かが再開され流通がしっかりする。しかし、それが再開されたとしても価格が元の価格に戻る、100とすれば100に戻るということはあり得ないだろう。1.5倍か1.7倍かわかりませんけれども、そういう状態になるということであります。

ですから、今私共が考えております建設というのはそういう視点からすると木材を多く使いますので事業費は単純に考えれば材料が倍になる。倍になったものに何十％かが加算されて設計されていく訳ですから、とんでもない価格になるんじゃないかと思います。

そういう中で、じゃあ、やらなくていいのかというようなことも出てくる訳ですので、我々としては、後程財政に関する質問もあるようですけれども、色々なことを考慮しながら、町が負担できる一般財源枠というのは一体どれぐらいなのか。今我々としては、資材がそんなに高騰しない。せいぜい1.1か1.2だと。倍だという中で算定しますと、我々が一般財源として出せる分というのは５億か６億かなと。我々が５億か６億

を３倍にできるのか４倍にできるか。或いはもっと倍数を増やすことができるのかっていうのは、国の制度、或いはふるさと納税、或いは企業版ふるさと納税含めてですけれども、そういった財源をどう確保することによって何倍にできるかということではないかと思うんです。

もしもそれができないということであれば、１年なり２年見合わせるということも当然あるのではないかと思いますが、いずれにしても、町の観光となり、或いは住民の保養となる大きな目玉の一つでございますから、何としても実現できるように知恵を出しながら進めていきたいと考えているところであります。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　建設コストのうち国費負担というのが８割近くあるというふうに伺っておりますが、その後、残り２割が町の負担であり、それを町が立て替えるというか、そういう形で、後に運営をされる振興公社が売り上げから返済していくと、そういう説明を聞いております。

しかし一方で、運営面で果たしてどのような目算がされているのかっていうのが伝わってこないものですから。入浴料とか飲食で、日帰り入浴でせいぜい600円が700円ぐらいなのかなと思っているんですけども、この売り上げの具体的な数値とかっていうのは目途は立っているのかどうなのか。いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　まず、振興公社が経営をすると。振興公社ばかりではありませんが、どこの企業でありましても、運用する場合に、固定費。人件費であったり建物償還が出てくると。或いは固定資産税のようなものが出てくると。その固定費に非常に負担が重くなりまして、固定費が負担できないということで赤字になるという例が非常に多い訳です。

今回の場合については、今飯塚議員が２割と仰いましたけども、２割になるか３割になるかは別にいたしまして、色々財源を活用いたしますので、２割か３割か、半分になるかもしれませんけども、その２割か３割かの部分を５億か６億の財源にしようということにしようと。それを一気に１年か２年で貯めると。固定負債は残さない。ですから、建物は町に建った時に借金はないと。実際は借金するんですけども、基金のようなところに積み立てまして、その基金から償還をしていくということで、基金は特定な財源でもって積まれている。だから、運営の利益から償還金を出さなくてもいいような仕組みで考えていくことがいいのではないかと。

場合によっては、どうしても資金が調達できないので年間3,000万ぐらい負担をしてもらうということが出てくるかもしれませんが、今はそんなことは考えてないということで、固定負債については振興公社は持たない、町が負担をする。町も特別財源でもって負担をしていこうというような考え方でおります。

従いまして、あそこは入浴施設がある。入浴施設については年間4,000万ぐらいの収入にしようじゃないか。それは今の収入の大体倍であります。ですから、毎日150人から200人ぐらいの方々が、平均しますとです

よ。それくらいの方々に入浴してもらうということが必要ではないかと。それから、宴会。宴会も今の1.5倍ぐらいにするということで、これも4,000万ぐらいですね。一人5,000円くらいになるのかどうかわかりません。4,000万ぐらい。そして、レストラン部門、これは1,000万ぐらいとすると9,000万ぐらいになる。宴会の部門も4,000万と申し上げましたけれども、ひょっとすると3,000万だと、今の倍ぐらいになるんでしょうかね。ですから、トータルで7,000万、8,000万、9,000万ぐらいの売り上げになれば赤字を生むことなく運営できるというふうに考えておりまして。

ですから、まずは固定の負債、償還をしなくていい体制をどう作るかということが大切ですし、施設があることによって振興公社としては他の運営、パークゴルフの運営が赤字になっています。1,500万ぐらいの赤字でしたでしょうか。それから、キトウシの温泉が2,600万ぐらいの赤字になっている訳です。ですから、その赤字をいかに減らすか。

例えば2,600万の赤字が1,500万減っても大きな財政効果になる訳でありますし、周辺のケビンだとか、或いはパークゴルフ場の利用がもっともっと増えてくれば、その赤字を減らすことができる。

ですから、その施設だけでもってプラスマイナスを判断するのではなくて、キトウシ全体の中で赤字がどうなのか。そのことを算定し、視野に入れながら考えていく。そこだけのプラスマイナスではなくて、他の部分の運営も含めて考えていくことが大切な経営ではないかということで今内部では検討しているところであります。

議長（高橋昭典君）　飯塚議員に申し上げます。５分前になります。
３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　はい。

ちょっと最初に町長触れたんですけども、設計変更は隈研吾事務所さんの方で無償でサービスでやっていただけるということでよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

そうすると、逆に、タダほど怖いものはないっていう言葉がございますけど、払うものは払った方がいいんじゃないのか、それがフェアじゃないのかなっていうふうに考えているんですけども、要は、タダでやっていただいたものをどこでお返しするのかっていうことが気になってくるんですね。

さらに、デザインミュージアムの件ですけども、これはあくまでプランというか計画段階だとは聞いているんですけども、そのコスト部分がネックになってこのプランが具体化しなかったところ、隈研吾さんの方で企業版ふるさと納税で20億というふうなものを集めるからっていうことでプランが具体化していったというふうに認識しているんですけども、設計も無償でやりました、今度20億もふるさと納税集めます、その方に対して何かあったときに我々はノーと言えるんですかと。町は、行政は、その方に対して、いやそれはできませんというふうにノーって言える関係になるんでしょうか。対等な関係でないとまずいんじゃないかなというふうに危惧しているとこなんですけど、その辺り最後お聞かせください。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

私は全く対等だというふうに思っています。
キトウシの監修は私共がやってくださいって頼んだのではないんです。本人が私無償でもやりますからやらせてくださいと言ってきている話なんです。私のパソコンにメールも残っていますけれども、いりませんと。監修料は。ですから、私が自主的にやらせてもらいますのでと。こういう話ですから。ですから、それは先程の出てくるこれからの発注の話とは切り離して考えていいのではないかと思うんです。
ただ、色々な町の整合性を図る、例えばここにKAGUの家ができてくる。町中にも様々できるというときに、やっぱりこれから歩いて散策をしながら町の魅力に触れる、或いは自転車で行って触れる、或いは宿泊をするというときに、整合性のある計画、整合性のある東川らしい建物になるとすれば、隈さんにまた監修をお願いすることがあるかもしれませんが、それはきちんと、こちらがお願いする訳ですから、それは支払うべきだと思うんです。
今回のものは、共生エリアもそうですけれども、隈さんが是非させてくださいと。私共がお願いした訳じゃないんです。ですから、それは私は割り切って考えて。しかし、町が建てていくものについて監修料を払うべきものはしっかり監修料を払ってやるべきだというふうに思っていますが、今回のキトウシについては全く払う必要は私はないと思います。払うことが迷惑がかかると思いますので、それ以外の分野でこっちがお願いするというところはしっかり払っていきたいと。そういう認識でおります。

議長（高橋昭典君）

３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）

以上で飯塚議員の一般質問を終ります。
休憩に入ります。再開は 10 時 50 分。（休憩宣言。10 時 39 分）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。（再開宣言。10 時 50 分）
次に 10 番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）

10番、鈴木です。
それでは質問をさせていただきます。
私からは大きくは１点でございます。町政に関する情報発信体制についてお伺いいたします。
現在、町からの情報発信体制は大変多くの媒体や手段があり、次のようなものがあります。
毎月発行の広報誌、町内会を通じての回覧、コミュニティ推進会議を通じての自治振興会への伝達、防災無線放送、新聞折り込みチラシ、UHBテレビ局の地デジ広報、広報車、町の Web ページ（いわゆるホームページ）、東川アプリ、エリアメール。
さらに、SNS ソーシャルネットワークサービスを利用したものでは、

Facebook、Instagram、LINEを利用して、せんとぴゅあ、国際写真フェスティバル、移住者向け情報など、様々な発信をされています。
令和２年第４回定例会では、防災行政無線整備事業として補正予算を可決いたしました。
これは、災害時の情報伝達が、それぞれの配信媒体に対して、配信作業をする担当者が別々だったものを、ワンオペレーション、つまり一人の担当者が１回配信作業をすることで、各配信媒体に一度に同時に同じ内容を配信できるようにするということです。
令和３年から令和４年にかけての事業としては、東川アプリをさらに充実させ、東川アプリを活用した防災情報伝達と双方向通信の計画が進められています。
今年の３月の広報誌には、折り込みで「情報通信を活用したこれからの行政サービスに関するアンケート」も実施されました。
東川アプリの最新バージョンでは、トピックスの他に、ごみ出しとごみの日通知、イベントカレンダー、防災情報、グルメ情報、子育て支援、以上の情報メニューが提供されています。
（１）防災行政無線整備事業について伺います。最終的な整備の完成イメージはどのようなものになっていますか。それに対して、現在どこまで進んでいる状況でしょうか。
さらに、この整備にも関連し、町のホームページも改修を進めているそうですが、現在のホームページでは不便な点や不足している情報について町民の方々からの声を聞いております。
例えば、町の施設についての情報が一元化されていない点があります。教育委員会の施設は、教育委員会のページにも別ページとしてありますし、せんとぴゅあについては、ほんの森の図書検索が、サイトの階層の奥深くにあり大変見つけにくい状態です。
施設については、建設にあたっての経緯が掲載されていません。
せんとぴゅあについて言えば、建設当時、私も建設検討委員会の公募委員でした。せっかく町民の代表として参加させていただいたので、一人でも多くの方にこの委員会の様子を知らせたいと思いましたが、この委員会がいつ開かれ、どんな議題をどう検討したのかという記録は一切公開されず、とても残念に思いました。
現在で言えば、ちょうど「キトウシ保養施設」事業の建設検討委員会や、「共生くらしのエリア」事業のプロジェクトチームが開催されているものと思います。
東神楽町の複合施設整備事業や、江別市の生涯活躍のまち「ココルクえべつ」、斜里町の町立新図書館建設についてなど、建設の背景からコンセプト、委員会や基本計画など経緯がホームページに記録され公開されているものを見ている町民の方々からは、なぜ東川ではこうならないのかという疑問を投げかけられています。
今年度の行政執行方針では、「NEW IDEA」プロジェクトの展開として、I：Independency（自律性）自ら決定できる自治体　ア、間接民主制の成熟、広報（自治情報の発信）・広聴（住民の声反映）充実とあります。
こうしたプロセスを残す記録というのは、住民への説明責任であり、特に住民のための施設については、住民と一緒に創るという意識が感じられる姿勢です。プロセスを共有することで、完成にも期待が膨らみ、利用したいというモチベーションにもなります。
他方、職員の方々にとっても、後々の引き継ぎ資料としてのまとめになります。

（２）町ホームページの改修について伺います。町民が利用する施設の建設プロセスをアーカイブするページ構成についてどうお考えでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）

ただいまご質問いただきましたご質問についてお答えいたしたいと思います。

現在、防災情報、保健、福祉、産業、教育、医療、イベントなど、様々な行政情報、行政サービスに対応する情報通信網の整備に向けた検討を実施しています。

現在の進捗状況についてですが、庁舎内部のワーキンググループを立ち上げ、情報通信に反映する事のできる、事業の洗い出しを行っているのと併せて、来年度からのサービス開始に向け、情報通信の根幹となるシステムの開発、並びに防災情報発信に向けたシステム構築について、９月の第３回定例会において予算計上させていただく予定で作業を進めています。また、開発を予定しているシステムは、東川アプリを基本に開発をすることから、現在、個々にお持ちいただいているスマートフォンやタブレット等でご利用いただくことを前提に、作業を進めています。

ICT 機器をお持ちでない方等への対応については、本年末までに方向性を確定し、令和４年度に予算計上を行い、令和４年度の秋頃までには整備を完了する予定で進めて参ります。

尚、行政情報の電子化については、令和４年度以降も随時更新を行い、提供できるサービスを追加し、町民の利便性向上に努めて参ります。

町のホームページについて、現在、複数のページを管理していますが、情報発信の区分、掲載、更新の他、視認性の向上、情報の発信権限など、様々な課題を解決するために、昨年度より、町のホームページのリニューアルに向けた検討を行い、今年度、新たなホームページの制作について、随時公開を行いながら進めていく予定であります。

今回、ご質問いただいている「町民が利用する施設の建設プロセスをアーカイブするページに構成について」でありますが、町民が利用する施設としてどのようなものを指すのかがあります。行政が整備し町民が利用する施設には「公用」「公共用」があり、この全てのプロセスをアーカイブすることが住民福祉向上にどのように貢献するのかという問題があります。また建設プロセスでありますが、執行機関である町長は住民福祉向上のための施設を整備するに当たり、全ての町民の声を聞き施策に一つ一つ反映することが難しいことから、附属機関であるまちづくり策定委員会へ諮問し、答申を受け、議会への説明を果たし、議会の議決を経て、まちづくり計画を策定しています。

まちづくり計画の実現に当たっては、必要に応じて検討委員会などへ諮問し、答申を得たものをベースとして、住民を代表し公平中立な立場で議論をいただくため、議会への説明責任を果たしながら、議決をいただき具体化することが憲法、そして地方自治法に定められている二元性での地方自治の形であると認識しています。それぞれの機関で必要に応じて情報の公表、住民などの求めに応じて情報を公開してきていると考えています。

このような自治制度の中で、ご提言のありました建設プロセスをアーカイブすることは考えておりませんが、必要な施設についての案内用のホームページは開設を従前通り行って行きたいと考えていますので、ご理解をお願いします。ただし、町有財産の内容を記録しておくことは大切なことと考えています。

以上であります。

議長（高橋昭典君）

10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）

鈴木です。

再質問をさせていただきます。

まず、町民が利用する施設という施設の定義についてのご指摘がございましたが、公用、公共用の施設全てについての建設プロセスを網羅することが本質問の意図ではないことを申し上げます。

具体的にその対象施設を挙げますと、現在計画が進行中のものでは、キトウシ保養施設と共生暮らしのエリア。既に建設済みのものでは、せんとぴゅあⅠ、Ⅱについてになります。

最初の質問の中でも申し上げました通り、せんとぴゅあⅡにつきましては、当時、写真文化首都創生館建設検討委員会と、それから、その後、建設運営委員会になりましたが、私も含めて、それ以外にも大変多くの住民が委員会の内外に参加し、多様な意見を提供し、より良いものをつくることに努力してきたと思っております。

当時の参加者は、できるだけ多くの町民の皆さんにその検討の過程を知っていただきたい。つまり住民参加がなされている姿を知ってほしいと思っておりました。

私たちは建設検討委員会に参加した時間だけでなく、それ以外にも多くの時間を割いて住民同士で意見交換をし、素晴らしいプロジェクトの実現のために１人でも多くの住民に参加をしてほしいと思いながら努力してきたつもりでおります。

しかし、当時、現実には大変残念なことにせんとぴゅあⅡの建築工事の過程や、完成してからも、町民の間で、何ができるのかわからない、知らないうちにできてしまったという声を聞くことがありました。

そういう声を聞く度、私たちは自ら主体的に多くの住民が参加して町との協同を実現している事実を広く知ってもらえないことが大変悲しく残念に思って参りました。

過去にはそうしたことがあった訳ですが、現在はキトウシ保養施設と共生暮らしのエリアについて同じようなことを案じている住民の方が少なからずおられます。今回はそれらの住民の方々からの要望で質問いたしております。

先程のご答弁の中には、住民などの求めに応じて情報を公開してきているとお考えとのことですが、住民の皆さんは、主体的に積極的に自らのできる範囲でまちづくりに参加したいという意欲をお持ちです。

まちづくり計画の実現に当たって検討委員会などからの答申がベースになる訳ですから、そのベースになる部分から情報公開をスタートしていただくことを住民は希望しております。

全ての住民が検討委員会に参加することはできない訳ですが、そのプロセスを容易に見ることができる町のホームページにアーカイブする、情報公開をするということで住民の知る権利も満たされ、まちづくりを

町民と共に進めていくということ。そういう形での参加はできる訳です。
私は、住民が主体的に参加しているまちづくりの様子を住民全体に伝えること、住民が直接参加できない部分についてもまちづくり意識を町と住民が共有すること。少なくとも住民側からそうした要望が出ていることに応じることは、住民福祉の向上に貢献することに他ならないと考えますし、今年度の行政執行方針、先程ご説明いただきましたNEW IDEAの実現に資するものと考えております。
お話の中では自治振興会を活用しての発信、伝達ということがありましたが、今回も確かに自治振興会の方を通じて発信、情報伝達はされている訳ですが、実際には、自治振興会から先、町内会長会議のようなものがあるかと思いますけども、そこから先ですね。町内会というのは加入されている方、加入されてない方がございます。どんなに頑張っても伝えきれない部分というのが現実としてございます。色々な方法で発信していただくこと、色んなアプローチで発信していただくことが非常に現在の情報公開には必要ではないかと思います。
改めてお伺いいたします。既に建設済みであるせんとぴゅあⅠ、Ⅱについて難しいようであれば、現在計画進行中のキトウシ保養施設と共生暮らしのエリアについて、せめて現在の進行プロセスをその時々、例えば町のトピックスとしてお知らせいただき、それを後に、先程の話にもありました通り施設案内用のホームページを構成する中に建設の記録のアーカイブ資料としてまとめていただくというような形でのご検討はいただけないでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　情報の話が出て参りました。先程来、地方自治と成熟した充実というようなことをお話を申し上げてきておりますけれども、議会の重要な役割の中に、住民の声を反映する、要望を反映する制度というのがちゃんとあるんですね。それは請願であったり陳情であったり。請願は議会の議員さん１名か２名か３名かわかりませんけれども、その紹介を持って議会へ住民からこういうことをすべきだという要望といいますか、請願をすれば、議会の中で公の中で大局的な視点に立ってそれを採択すべきかどうかということを判断していただける訳です。ですから、議員活動の中でそういうことをしっかり果たしていただくということも私は大切なことではないかと思っております。
住民の方の意見が１人か２人か何十人かわかりませんけども、そういう意見を伝えていただくということも大切ですけれども、いわゆる公平中立な視点に立ってどうすべきかということを判断していくということも非常に重要なことではないかと思っています。
今の地方自治制度の中では、町が行えるところというのは、まずは議会の皆さん方に説明責任を果たしていくことなんです。
例えば今回キトウシの検討委員会がございますけれども、これを公表はするということになっていますけれども、この公表も議会の皆さん方に公表しますよということをやはり伝えておかないと、或いはその前に議会の皆さん方にしっかりと伝えた上で公表していかなきゃいけないのではないかと思うんです。
ですから、そこで議会の方としてはこれはもう少し住民の声という

か、公表すべきだというふうになれば、しっかり公表する。今回は公表しようとしておりますけれども。

それから、情報については公表と公開というのがあると思うんです。公開というのは、情報公開条例というのがございますから、条例によって公開する訳でして、これは住民の皆さんが自主的に公開してください、何と何については公開してくださいということで公開することでありますし、また、私共としては、公表としては必要なものについては公表していくということだと思うんです。議会の中で、先程施設名いくつか仰っておりましたけれども、共生エリアとキトウシについては議会に報告する前に、議会で協議する前にその内容を住民に告知しなさいという議会議員の皆さん方の総意であれば、そういうことは当然してもいいかと思います。しかし、自治法で定めた法律の中では、まずは議会なんです。そして、議会は議会でそれぞれ住民に対しての説明責任というのがあるんじゃないかと思うんです。そこをやっぱりしっかり果たしていただく。我々は我々で、まちづくり検討委員会があって、そこで基本的なことは出てくる。それをやっぱり実現しようとする訳ですから。実現しようとするためには、調査研究、或いは答申をもらうという意味では、附属機関の委員さんからもらうということはあるんだと思います。しかし、もらったものを住民の皆さんにこれいいですか、悪いですかと聞いたら議会いらないということになるんだと思うんです。

ですから、まずは、先程来お話し申し上げておりますように、議会と町長との間、執行機関との間でしっかりと情報共有をしながら同じ方向に進めていく。そして議員さんは、色々やりとりする中で、住民の皆さんからここがこう改善すべきだと。そういう意見があったとするならば、その中でしっかり述べていただいて改めていくということが現状の制度の中では私はベストだと思うんです。

ですから、もしも議会の中で、こういうところについては諮問委員会を作って検討し、議会にかける前に要するに住民に周知しなさいというようなご指示でもあるのであれば、そういうことが可能ではないかと思いますが、しつこいようでありますけれども、二元性という中、そして、住民の声の反映、最も公明正大に反映できるというのは議会へ陳情要望してもらう。そのことが全員の議員さんが知って、その中で判断される訳ですから、それで町にやりなさいというふうになれば当然これはやっていくということになると思うんです。私はそれが１番効率的で、しかも透明な展開の方法ではないかというふうに考えております。

ですから、共にまちづくりを進めていこうというのは私もそういう考え方でいる。ですから、現行許される範囲内で住民の皆さん方の手紙だとか、或いは行政の自治振興会のご意見であるとか、アンケートを取るという場合も当然あるでしょう。そういったものを通じて、或いは職員が平時の行政質問の中から色々な意見というのを聞く訳です。そういうものを施策の中に反映をするということでありますし、現行の中では色んなものをあげるというときに都市計画委員会に諮問いたしまして、そこで最終的にこれでよかろうといったものを議会へハード的な事業については提案をさせていただいている訳です。

ですから、そういうところを含めてもう少し附属機関の充実をしなさいということであれば詳細について協議を進めていくということは可能ではないかと思っております。

議長（高橋昭典君）　10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　鈴木です。
町長の仰る意図は大変よく理解できました。
ただし、ちょっと１点、もしかするとご理解いただけてないかなと懸念する部分は、町民一人一人の声を聞いてほしいというふうなことは申しておりません。町民の方が、町と共に歩んでいきたいと。共にまちづくりに参加するために情報を知りたいという形な訳ですね。ですから、その方法に関しては、今町長からお話がありました通り、しかるべき手続きなり手段なりがあるということで、そういうものを活用して今後検討していけばよろしいのかなと思いますが、そこだけお話させていただいて。情報公開の意図ですね。ということで、私の質問は以上で終わらせていただきます。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　先程来お話をしておりますように、情報の公開というのは必要に応じてやりたいと思いますけれども、それもやはり議会の皆さん方に知っていただいた上で、これは公表した方がいいよというものについては公表していくということについては私はやぶさかでないというふうに思っております。
ですが、議会にお示しをする前に、こういうことができましたというふうになると、これはやはりある種のハレーションを起こすのではないかというふうに思っておりますので、その辺は協議をさせていただきたいと思いますし。
ですから、公表というのは、基本的には議会の議員の皆さん方の話を受けて公表するということになるのかなと思います。
その他、附属機関ですか。ホームページを見ましても附属機関の審議状況とか、附属機関が何をやっているかとかというところは出てないようですから、附属機関の決定した事項なんかについては今回のホームページを改正する中で検討していきたいと思います。
この情報の問題については、議会の皆さんともう少し十分議論させていただくことがいいのではないかと考えております。

議長（高橋昭典君）　以上で鈴木議員の一般質問を終ります。
次に 11 番、鶴間松彦君。
鶴間議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。
制限時間は、場内時計 12 時です。
５分前にはお知らせします。

11 番（鶴間松彦君）　私は、財政活動と除雪の充実についてお伺いをしたいと思います。
最初に、財政活動についてであります。
東川町の財政規模は、近年、増加傾向を保ってきております。新型コロナへの対応も昨年はありましたけれども、100億を超えるという状況がこの間進んできているのかなというふうに考えております。これも地方創生推進交付金等やふるさと納税、企業版ふるさと納税も含めてですけれども、こういった関連の予算規模が増加の要因の一つと考えており

ます。
　それで、今、新型コロナ、１年、２年で終わるのではないというふうに私は認識しておりますけれども、新型コロナが進行する中での財政状況、今後の財政状況について見解をお伺いしたいと思っております。
　まず１点目でありますが、自主財源の主要な要素を占める諸税、いわゆる町税を中心とする税金、今後の見通しについてですけれども、町民税が新型コロナショックとも言われる状況の中で所得の減少に伴って減収が明らかになっております。今後、どのように町民税を中心とする自主財源を確保しようとしているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今回のコロナというものが想定外でありまして、コロナが先程来出ていますように色んなところに影響を及ぼしているということであります。特に、観光・サービス業には大きな影響を及ぼしているでしょうし、或いは農業の分野においても消費が減退をするというような影響が出てきているということでもありますし、木工の分野においても材木が動かない。動かないというか、止まってしまった。そういう意味で非常に大きな影響を受けている訳であります。
　しかし、住民福祉の向上を図っていくためには、自主財源、財源というのはしっかりと確保しなければいけません。
　ですから、我々、何かを事業展開するというときに、歳入、財源を語らずして歳出は語ることはできない訳でありまして、役場の中でも様々な施策、或いは施設の整備を検討しますけれども、まず、財源をどう確保していくのか。そして、次に運営をどうするのかというところを重点といたしまして検討している訳です。
　住民税については、今１番コロナの影響の中で減収しているというのは、企業、法人町民税。住民税は人口が若干増えておりますからそれほど大きな落ち込みはないんですけども、そこで、企業。これをどうするかということなんですけれども、今、隈研吾さんに設計をいただいてテレワーク施設を４棟つくろうというふうに考えておりますが、この４棟の施設の中に来ていただくのは発展著しいような企業であり東川のイメージに合うような企業の従業員、何人になるかわかりませんけども、来ていただいて、そのことによって、法人町民税というのは人数割でいきますので、法人の従業員が１万人程度、うちに５人来れば１万人の５の割合の法人町民税というのが入って参りますので、まずはテレワーク施設をしっかりやると。そして、先程来出ていましたテレワークに来る人たちの住宅、これも町がやるということもありますでしょうし、その状況を見ると民間が投資をしてアパート、或いはマンション建設をするということもあると思うんです。そういうものの投資に繋がっていくと当然固定資産税も増えてくる訳ですから、それから住民がお住みになれば住民税も増えてくるということでございますので、まずはテレワーク施設を中心とした中で、現在、約９億円の町税でありますけれども、これは税収でありますけれども、10 億。目標は当面 10 億円に定めて進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高橋昭典君）　11 番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）

今町長お話ありました、どう確保するかと。法人住民税が大きく割り込んでいると。個人住民税はそれほどでもないと。

確かに私も何軒かの商店街の方、訪問させていただいてお話を伺ったことございますけれども、いや、実はあんまり落ちてないんですよねというのが個人事業主の感想でした。それだけコロナショックでも近隣の方々が東川町のおいでになって、例えば道の駅を利用するとか、周辺で食事をするとかということがあるんだろうと感じております。それで、法人事業でどう稼ぐかということで、テレワークを中心とした外からの企業の誘致ということだろうと思います。確かにこれは大変大きな効果があると思います。

例えば、モンベルさんがおいでになりました。あの時、建築、総額でおよそ１億円、その中の5,000万を町が真水で出したと記憶しております。モンベルさんの法人住民税は、町が出した5,000万を既に超えているんではないか。いわゆる町が出したお金は十分にもう回収されたというふうに私は見ておりますけれども、こういった効果があらわれるという点ではテレワークの事業を、４棟のうち何社入っていただくのかちょっと私もわかりませんけれども、是非そこのところは期待をしたいところだなとふうに感じております。

次に、財政の規模の膨らみについてご意見をお伺いしたいと思います。

先程も言いましたように、コロナのショックはリーマンショックの時の不況を超えているというふうにも既に言われておりまして、数値でもそういうことが出されております。全国的には、或いは世界的にもリーマンショックを超えた不況が続くという中で、木材の高騰やら、様々な企業活動に対する圧迫が今起きてきているんだろうなというふうに感じております。

そういう中で、東川町の財政が、先程も言いましたように100億を超えるような規模で進んでいるということは大変、何と言いますか、分析する必要があるのかなというふうに思ったりしております。

一つは、地方交付税。人口の増加に伴って多少の増額が進められてきています。特徴的なのは、やはり特別交付税ですね。10億円を超える特別交付税。これは北海道内でも２番目か３番目ぐらいだというふうに言われております。さらに、企業、個人を含めたふるさと納税。これが10億を超える規模になってきていると。私は大変嬉しいことだなと思います。全国の企業さんが東川を応援するという企業版ふるさと納税が２億、３億と増えてくる。もしかしたらもっと大きくなるかもしれないという点では大変良いことだなと思っております。

また、国の政策に乗った地方創生推進事業、これも毎年、７本、８本、或いは10本ぐらい、それぞれ長いものやら短いものやら、獲得をして、この財政規模も８億、10億というような形でこの間推移してきておりますから、こういう内容。或いはまた、日本語留学生を受け入れて海外との交流を深めているという点も、これも財源の中には大きな影響を与えているんだろうなというふうに感じております。

一方、先程も言いましたリーマンショックを超えるコロナショック、これがこれからどういうふうにあらわれてくるのかっていうことを見ていく必要があるのかなと。今順調に見えていても、こういったふるさと納税や留学生の問題、こういうことが影響して財源の減少につながっ

ていくのではないかなという懸念を一方では持っております。
　具体的な一例を挙げますと、振興公社の決算を見ますと、国際交流会館の収入は昨年と比べて大きく減っております。赤字まではいっていませんけども、10分の1の利益にとどまっているという、そういった経済の変化が表れてきているんだろうなというふうに思っております。
　こういったことを含めて、国の交付金事業を活用しながら持続可能な財源確保についてどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　まず、私共、まちづくりを進めるに当たりまして健全な財政を運営するというのは当然でありまして、最小の経費で最大の効果があるようにしていかなければいけないということであります。それは十分認識をしながら事業執行を進めている訳でございますが、今回、国の制度、地方創生制度、まち・ひと・しごとの法律の関係で様々な支援を行うというふうになっておりますので、この支援の交付金を最大限活用して、その交付金がなくなっても稼げるような体制というものをどう作っていくかということは大変大きな課題だと思っていまして、そういう資金を活用しながら町の活力向上につながるような整備をするということにいたしておりますし、様々な整備、或いは事業を展開するに当たりまして、まずそれだけということは非常に、社会が急変しておりますから、例えば特別交付税に依存している、或いは地方創生推進交付金に依存する、或いはある特定の起債に依存するというふうになると非常に厳しい訳ですので、例えばこの財源が駄目だった場合に次の財源としては何を充てるのか、或いはその次に何を充てるのかということで、３本ぐらいの計画を立てておかないと実現が不可能だというようなこともある訳です。
　例えば共生エリアなんかを例にとって見ましても、起債でやろうとか、或いは地方創生推進交付金でやろうとか、或いはふるさと納税を使ってやろうとかって色々あるんですけども、じゃあ地方創生推進の拠点整備の交付金が駄目だったらどうなるんだということがありますので、その辺、それが駄目だったらこれでやろう、これが駄目だったらこうだと。或いは１年遅らせるかというようなことも含めて検討しなければならないと思っています。
　特に共生エリアのようなところというのは、振興公社が運営するものとは違いまして収益を上げるというような施設でありませんので、新たな支出が伴ってきますから、その支出財源をどこでどう負担するのかというところも、それは考えていかなきゃならないと思います。
　安定的に財源を確保するということは、国の施策とも合致をしたようなところを展開していかなければなかなか難しいところがあります。
　今、我々として目標と思っておりますのは、町税全体で今９億ぐらいでしょうけども、これを10億円にしよう。ふるさと納税、これも10億円にしよう。今７億、今年８億ぐらいにしようということで頑張ってくれておりますが、これも10億円くらいにしよう。さらに、特別交付税、これも10億を確保しようということで、これら10億を足すと30億を超えるんですけども、こういうようなところで財源を確保しながら、住民の皆さん方に対して困っておられるようなところに重点的に施策が展開で

きるようにしようと考えているところでございます。
留学生の問題もそうですし、いつどこでどういうふうに変化するかわかりません。留学生が仮に駄目だった場合にじゃあどういう方を受け入れするのかというようなところも今視野としては入れている訳でして、大学生を入れようとか、或いはインターンとか、研修生とか、そういった方を入れようとか、或いは文化部の合宿を入れようとか、或いはスポーツ部の合宿を入れようとか、様々な視点で検討しまして、もしも、或いは万が一の場合に備えてのことを考えておりますが、国内も国外も移動禁止なんていう事態になってくると、これはそうはなりませんけれども、人が動くということを前提としながら、第一の矢、第二の矢、第三の矢、こんなことを考えていこうと思っています。
特に、先程ご指摘ありましたように、民間の資金なんかも活用しながら、町がやったものを何年かで回収するということも含めて考えていきたいと思っています。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　ちょっと横道に逸れる話をさせていただきますけども、先程も言いましたように、ふるさと納税が相当きていると。そしてまた、様々な企業がパートナーシップということで契約を結んだり、都市から地方にという国の政策もありますけれども、東川の町が今注目されているなというふうに私は感じております。
松岡町長が町長になった20年前、18年前ですか。およそ20年ぐらい前から国は合併政策を取ってきた訳ですよね。そして、合併するかしないかという大きな議論の中で、東川町は合併しないで自立して頑張るという道を選択した訳です。その時に私も町長と一緒に議員をさせていただいておりますから、大変な議論だったなというふうに思っておりますけれども、そういう選択をして、私は、行政も町民も議会も頑張ってきたという感情を持っています。この頑張りが今周りから見ると、東川すごいねと、いいねというような声に表れているのかなというふうに私は感じております。
そういう点で言いますと、一つの町民と行政の到達点が今あるんだろうなというふうに感じております。
そういう中で、国の政策も大きく今変化してきているなと。たしか平成26年頃だったと記憶しておりますけども、国の方で、推進法ですか、制定されて地方創生推進交付金等の事業がどんどん出てきたと。それにいち早く手を挙げて、東川町が５年もの20億とか、そんなような交付金を掴んできている。今またそれも別な形で出てきているということで、これも、あと２年か３年ぐらいで終わるんでしょうか。一つの区切りだろうと思いますから、そういう点では、先程町長が言いました国の地方創生推進交付金等の様々な資金を活用しながら町民に還元していくということが非常に大切な財源の一つになってきているのではないかなと思っております。
それで、現在行っている地方創生推進交付金等の活用についてお伺いしたいと思いますけれども、私共市町村というのは３割自治と言われておりまして、自主財源は３割もあるかないかと。何か事業をする、住宅を建てる、道を直す、全て国に伺いをして、国から財源をいただいて、そして、しなければならないという、そんな仕組みになっていると思う

んですね。自主財源で何かをやろうということがなかなかできない。
　そういう中で、今出てきている地方創生推進交付金の中には、勿論そういう目的を決められた交付金もありますけれども、自由度が高いというのが正確かどうかわかりませんけれども、自由度が高く、ある程度、幅広く使えるようなものがいくつかあるんだろうと思うんですね。
　私はこれを使って町民の持っている力、やる気、こういったものを引き出しながら、敢えて財政活動っていうふうに言わせていただきましたけれども、町の財政を活用しながら町民のそういった力を発揮していただいて、コロナショックの中でも、東川町の中での財政活動、企業活動を活発にしていくということがあってもいいのではないかなというふうに感じたりしております。
　その辺について含めて、推進交付金等の活動の今後の動向や活用方法についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　交付金の中にも２通りありまして、普通交付税のような交付金というのは自由に使える訳ですけれども、地方創生推進交付金というのは、その他の交付金もありますけれども、使い道が決まっている訳です。
　ですから、我々としては、この交付金を活用しながら、自由に使える一般財源というものをどう確保していくのか。それは、先程来お話が出ておりますように、一般財源の中にも住民税とか固定資産税とか。ですから、企業を誘致したりとか、人を誘致したりして、そちらの方の財源に振り替えられるようなこと。或いは奨学金のようなものを出して、それが町中に落ちて町中が活性化する。或いは人口として地方交付税の中に反映していくとかという、そういうような形の中で一般財源を増やしていくということになるんじゃないかと思うんです。
　ですから、地方創生推進交付金の中にも、やる気のある方々を応援する。それは行政と共に民間の方々と力を合わせて事業を展開するということについては全てがオッケーということではありませんが、これこそIDEAじゃないですけども、知恵を出して、アイデアを出して、事業展開をするということがあるんだと思います。
　ですから、住民の皆さんでも、こういう時期に何かチャレンジをしてみたいということがあればどしどしと産業振興の方に申し出をしていただいて、共に進めていくということが可能ではないかと考えております。
　特に今環境省が推進しておりますのはSDGsですから、再生可能なエネルギーとか、或いは地球環境に優しい事業とか、そういうような事業に取り組みたいなんていうことがあれば是非ともご相談をしていただくということも可能でありましょうし、今回の新型コロナ対策の中にも、補正予算でもってあげさせていただいておりますが、そういうチャレンジをするというところに対して町がしっかりと応援をしていこうということで考えております。
　地方創設推進交付金を充当する場合もありますが、大半が一般財源です。なんで一般財源が生み出すことができたかというと、人口が減らなかった。18年ぐらいの間に人口増えないといった中でも七、八百人、人口が増えた訳です。この七、八百の人口が増えたということは、約１億

ぐらいのお金が毎年、20年前から比べると１億円くらいの財源が増えているということにもなってくる訳ですので、そういったものの積み重ねがあるからこそ、今回も約１億5,000万、トータルで４億を超えるようなコロナ対策の予算を提案させていただけるということにもなる訳でございます。

議員が仰るように、住民の皆さんとやる気のある方々としっかりと連携をしながら事業を推進し、共に元気が出るような、そういう共益、共生、共和の社会というのをつくっていきたいと考えております。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　そういう点でいきますと、では、どういうような地方創生事業をするかっていうことが関心の的になってくるんだろうなと思うんですね。

先程、鈴木議員と町長との意見交換を聞いておりましたけれども、確かに議会と町は二元代表制として認められています。で、議員も選挙で選ばれる、町長も選挙で選ばれる。この二元代表制をいかに活用していくのかっていうのが町長の先程の主張だったろうと思います。

そういう点では、是非議会にも、重視をしていただいて、情報を流していただいて一緒に協議していく、一緒に作り上げていくということを是非ともお願いしたいなと思っています。

それは、先程一つの例としてキトウシの問題ありましたけれども、私も先程飯塚議員が言われた金額は初めて聞いたんですよ、実は。議会の中でそういう報告はあまりされていないんですね。他の方から実は聞いたんですよ。ですから、そういう検討委員会で検討されていることは私共後で聞いているというのが非常に多いんですね。そういう点で言いますと、先程町長が言った、まずは議会を優先して議会の中で議論していただいて町民にという、これちょっと今まだ実現できていないのかなという感じを部分的に思っております。是非ともそれを改善していただいて、議会にまず情報を流していただきながら、町民にもお知らせをしていただくということをお願いしたいなと思います。

関連して、地方創生推進事業を申請するときも、できれば事前に議会にも情報を流していただいて、意見を聞いて、意見がない場合もあるかもしれませんけれども、議会の意見を聞いた上で申請をするというようなプロセスも検討していただきたいなというふうに思っております。

それは後で町長答弁あればしていただいて、次の質問に移りますけれども、そういうふうに町が様々な交付金を活用し、様々な事業を行ってきている。これが町民の方々の住民福祉の向上にどのように具体化されているのかというのをもう少し私は目に見えるようにした方がいいのではないかというふうに思っております。

先程来出ております、スピード感ある行政、これは非常に大事だろうと思いますし、国も非常に、何て言うんですかね。突然出してきて、１週間か２週間で申請しなさい、そういうようなものも結構あるようですから、考える余地もなく申請をするということもあるんだろうと思うんです。そういうふうにやって獲得したものが町民の方々、一人一人とは言いませんけれども、住民福祉の向上にどうつながっているのか。町民が、なるほど、こういう交付金が間接的に我々の中に来ているんだなということがわかるような、そういうようなことを是非考えていただきたいなというふうに思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　まず、先程、地方創生推進交付金の事前説明の話がございましたけれども、事前にこういうことを申請したいというお話はさせていただいているというふうに思っています。

極めて時間のない中でまとめて出さなきゃいけませんので、年末、クリスマス頃、書類がやってきまして、年明け早々10日ぐらいに出せと。こういうような話ですから、細かい議論というのはできませんが、日頃、皆さん方と議論を進めているものの実現に向けたものもできる限り入れ込んで実現に向けて進めているというところもご理解いただきたいと思います。

もう少し時間があればそういうところをお話できるんだと思います。

それから、地方創生推進交付金なんかを使いまして、人口の確保もそうですし、留学生もそうですし、様々な形で財源ができておりますけれども、それを使って何をやっているかということを住民に説明したらいいんじゃないかと、こういうお話でございますけれども、これはもう議会の中でも鶴間議員さんをはじめ色々な方々、ご提言をいただきました。そういったものを相当数実現しているのではないかと私は思っていまして、後程出てくる間口の除雪もそうでしょうし、それから、ひとり親世帯か何かの支援の関係もそうでしょうし、75歳以上の医療費の問題もそうでしょうし、幼児から高齢者まで至りますので。バスのチケットもそうですね。タクシーチケットもそうですし。他の町は僕はどうなっているか調べたことはございません。ありませんけれども、何故そんなことができるかというと、人口が減らなかったということと、それから、職員が一生懸命頑張って地方創生推進交付金を確保したということ。或いはふるさと納税を確保したと。こういうことがそういうきめ細かなサービスの方にいっているということでありまして、私はこういうことを一々住民の皆さんにこれをやっている、あれもやっている、これはこの財源からできているというのはあまり、そういうことをＰＲするの好きじゃないので、住民の皆さんで感じていただくということがいいんじゃないかと思っていますが、先程来情報を公開せよという話もありますので、我々は実行する段階でできる限り公表はしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

必要であれば、何をやっているか、今やっているということは可能ですけども、これは相当数に及びますから、何かの機会にまとめてさせていただければと思います。

議長（高橋昭典君）　11 番、鶴間松彦君。

11 番（鶴間松彦君）　私も移住してきた若い方々からお話を聞いたことがございます。移住してくる若い方々っていうのは、どこに住んだらいいかということを色々調べるようですね。子育てがどうなのか、学校どうなのか、生活面どうなのか。そういうことを色々調べたら、やっぱり東川いいねというようなことでおいでになるという方が多いということを聞いております。

そういう点では、町長、奥ゆかしくて、自分がこういうことをやっているなんていうことはあまり言いたくないんだろうと思いますけれど

も、しかし、行政として様々な財源を使ってこういうことをやっているんだということは、私は広報か何かでもいいと思うんですね。是非知らせてあげていただきたいというふうに思っておりますので、ご検討いただきたいと思います。

最後の質問に移りますけれども、除雪の充実でございますが、戸口除雪にしても間口除雪にしても、高齢者の方々大変喜ばれております。近隣町村よりも東川は非常に充実しているねという声もいただいておりまして、大変喜ばれているのは間違いなくあると思います。

ただ、この制度の中で、子どもと同居している世帯は対象外というふうになっております。実は、子どもと言いましても、子どもさんも40、50、60という方もいますし、若い方もいます。そういう方々は殆どが外で働いている訳です。統計的にはわかりませんけれども、以前聞いた話では、町民の中で1,200から1,300人の方々が町外で働いているというようなこともあるというふうに聞いております。

そういう方々が、雪が例えばその日どんと降って除雪車が出た。戸口に雪が溜まった。これを仕事終わって帰ってきてから除雪をするというのはやはり大変な実態だろうと思うんですね。

私は、お年寄りの方々の中にそういう働き盛りの子どもさんがいても除雪サービスをしていただきたいというふうに思っております。そんなようなお話も町民からいただいております。

ご検討いただければと思いますが、ご答弁よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　結局、今のお話のところまで戸口の除雪と言いましょうか、除雪までしたら対象なしということになってしまうと思うんですね。

色んな理由がある訳ですから。そこそこに。

やっぱり北国に生活をするという視点からすると、除雪というのはあり得るんだと。

もし車が先に除雪をしていくとすれば、先に除雪するという人もひょっとしたらいるのかもしれませんし、そして、戸口をあけておいてというような方もいるかもしれません。

子どもさんが旭川市なり町外で働いているからそこは戸口、間口を除雪をしなきゃいけないというのはちょっと理由として難しいんじゃないかと思います。

だから、もしそこまで広げようとすれば全世帯員になってしまうんだろうと思うんです。全世帯になったとすれば、機械の問題、人の問題、予算の問題、こういうところが出てきますので、その辺をしっかり検討しなければいけないのではないかと思います。

いずれにしましても、高齢社会になってきております。お年寄りお元気ですけども、65歳以上の方々が３割も占める訳ですから、３割ということは、町の中に住んでいるところの３割ぐらいは申し入れをすれば独自の間口の除雪ができるということになる訳ですので。

どういう形でやるのがいいのか。今の段階ではちょっと厳しいというふうに思いますが、予算等がしっかり確保すると。或いはサービスの向上を図るという、冬の暮らしやすい生活を実現すると。それは何をするのがいいのか。その辺はしっかり考えていかなきゃなりませんし。それも市街地だけばかりでなくて、郡部の方もやらなきゃいけないだろう

し、その辺含めてどういうことがいいのか。これは今すぐ結論というんじゃなくて、今まずはちょっと無理だということでご理解いただければと思います。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　勿論、家族構成の中では様々なことがあるだろうと思います。そして、お年寄り世帯だけでも、自分たちできるだけ動けるだけは除雪をしましょうということで申請をしていない、そういう世帯もあるんだろうと思います。

様々な生活実態がありますから、そういう生活実態に合わせてサービスを検討していただくように要請をして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で鶴間議員の一般質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

再開は、13時。（休憩宣言。11：48）

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣言。13：00）

次に２番、山家祥幸君。

山家議員の一般質問は「一問一答方式」を選択しています。

制限時間は、場内時計13時45分です。

５分前にはお知らせいたします。

２番（山家祥幸君）　２番、山家祥幸です。

私の方からは２つの大きい項目で進めさせていただきたいと思います。

まず一つ目が、町内の道路標識・標示の設置について。２番目がノルデックウォーキング、ウォーキングの常設コースの設定についてということで質問させてもらいます。

まず１番目の町内の道路標識の表示についてでございますが、春の交通安全祈願祭が４月８日に行われ、旭川東警察署の黒島交通第一課長が東川町の交通死亡事故ゼロ日が2,500日を突破したとの挨拶がありました。大変、安心安全な素晴らしい町だと思います。

しかしながら、４月10日午前９時過ぎに基線西町３丁目の信号でセイコーマート側の道路を２本入った西町３丁目と４丁目の交差点での出合い頭の事故で救急車が出動する人身事故が発生いたしました。

原因は、４丁目側に一時停止の標識の設置がなく、基線より優先道路を来た車と交差点内での衝突事故となりました。

一時停止の標識があれば事故は未然に防げたと推察いたします。

町内の道路標識を再点検してはいかがでしょうか。

町長に伺います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今交通安全の道路標識の関係がございましたけれども、毎年、職員、或いは交通安全協会の方とも相談をしながら、全町の危険な箇所につい

て調査をいたしておりまして、ここは信号機が必要だね、ここは一時停止が必要ですね、或いは警戒標識、カーブミラー等が必要なところ含めて総点検をいたしている訳です。

この中で標識の関係でありますが、規制標識、一時停止なんかの規制標識というのは、これは道路管理者であっても付けられない。いわば規制標識というのは全部公安委員会が設置をするということになっております。ですから、毎年、交通安全協会の会長さん、そして担当、或いは副町長、場合によっては地域の代表ということも考えられますけれども、毎年、警察署へ訪れまして設置の要請をしておりますけれども、なかなか予算の関係があったりいたしまして設置が難しいということであります。しかし、持続をして強く要請をしていきたいと思います。

危険箇所については、警戒標識については道路管理者、町道側の警戒標識については道路管理者である町が設置することができるということでありますので、今、警戒標識について、どこにどういうものを付けたらいいのかということで検討いたしておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（高橋昭典君）　２番、山家祥幸君。

２番（山家祥幸君）　ただいま町長のご発言の中で、町の方としても道路標識に関しては設置並びに東川の警察署、公安の方にも依頼済みということでありますので、引き続き公安委員会とか道の方にお願いしていただければなと思っております。

先程仰ったように道路管理者の町が設置することは可能であるということで、実は、規制標識は作れないんですけども、町が作ったものに関して取り締まりとかの規制はできません。その代わり、注意を喚起したり促すことはできるので、町としてそういうものは付けることがよろしいんじゃないかということのご指導もいただきました。

そんな中で、町の中の１番危険だなと思われるようなところの一つとして、道草館と郵便局前の横断歩道でございますけども、ここは前から色々町の方にもお願いはしているんだと思いますが、なかなか歩行者が横断歩道の前にいても車は停まってくれないのが現状でございます。

そこで、例えば歩行者優先の標識や、ないしは新しく役場の脇の方に横断歩道の前に黄色いカラーで凹凸のある、標識じゃなくて表示をしていて徐行を運転者の方に促しているような方法もあるんじゃないかと思います。

そんな意味において、やっぱり歩行者の安全を確保するということで、道草館前と郵便局前の横断歩道の前には徐行するような、そういうものの標識の表示とカラーで表示をしてあげたらいいんじゃないかと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今警戒のようなもの、或いは注意喚起を持ってもらうようなご提案をいただきましたけれども、道道でございますので道の方とも協議をしなきゃいけないと思います。何らかの形で、どんな注意喚起ができるのか。今の時代ですから、ボタンを押せば歩行するときに注意注意というよう

な、目に留まるようなことも注意喚起の看板になるのかもしれませんし、ちょっと知恵を絞って注意、或いは警戒の表示、案内というものも考えていきたいと思いますし、現在も色々協議を重ねているようでございますので、どういう形になるのか、意見を参考にして協議をして参りたいと思います。

議長（高橋昭典君）　２番、山家祥幸君。

２番（山家祥幸君）　今町長のご発言の中で、そういうものに対して安全を確保するために町の方としても設置に対して検討中であるということでございます。

また、この町の政策が素晴らしくて移住者が沢山来ておりまして、今色んな市町村は過疎化でありますけども、うちの町だけは多くなっているという中で、新しい住宅地、例えば友遊団地、グリーンヴィレッジ、新栄団地、ガーデンコートキトウシ、ウェストヴィレッジ、グレースヴィレッジなどの住宅街が新興としてでき上がっております。

実は、ちょっと標識などを見てきたんですけども、新しい住宅街の中には標識が今現在のところどこの新しい５つの住宅街見ても中に設置されてないんですね。旧町との境のところには色んな規制から警告表示から出ているんですけども。

まずは町の中をもう一度見ていただいて、標識などを再度点検するということももう一度実行していただければなと思います。

また、町内には現在でも４つの小学校がありますけども、道路管理者が学校がありますよという告示の標識は出しているんですけども、実は、校門の正面とかその近郊には何も表示がないんですね。ですから、例えばカラーリングでスクールゾーンとか学校入口とか、そういうものを表示していただくと運転者も安心して通れるんじゃないかと思いますので、小学校のそういう部分も含めて再度検討して設置の方向に早急に進んでいただければと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　新興住宅街の街中の関係につきましては、毎年点検はいたしておりますけれども、その中で警戒標識をさらに付けなければいけないというようなところも含めて、もう少し強く詳細に点検をしていきたいと思います。

特に、交差点の中でも、カーブミラーのようなものが必要だというところもあるかもしれませんし、徐行は規制標識だったかちょっと忘れましたけども、とにかく十字路があるというようなところを警戒していただきながら運行してもらうということが事故防止の面からも非常に重要なことではないかと思います。

それから、学校関係でありますが、スクールゾーンの標示はどの学校にも確認をいたしましたら付いているという確認で、写真も送っていただきましたので、間違いなく付いていると思います。

ただ、入り口の表示というふうになると木彫の看板のようなものが掲げてあったりする程度かもしれません。

どのようなものが必要なのか含めて学校の先生方、或いは教育委員会の方とも協議を進めて参りたいと思います。

議長（高橋昭典君）　２番、山家祥幸君。

２番（山家祥幸君）　ますます標識とかそういうものの町の安全のために標識などを再点検しながら安全なまちづくりにかかっていただけるということなので安心しております。
　それでは、２番目のノルデックウォーキング、ウォーキングの常設コースの設定についてご質問させていただきます。
　コロナ禍の中、自粛要請により町民の皆様も自宅に巣ごもりが余儀なくされております。
　中には運動不足による健康不良の弊害のニュースが聞かれます。
　屋内におけるスポーツはコロナの飛沫感染予防のため運動が規制されております。
　しかし、屋外で充分感染予防策を施して運動することは集団で行わない限り感染拡大にはつながりにくいと推察します。
　特に、ノルデックウォーキング・ウォーキングは三密にはなりにくく、町民の運動不足解消に手軽に行えます。
　町のグルメマップのように手軽にウォーキングができる、１ｋｍ・３ｋｍ・５ｋｍなどの常設のコースを設定し、ウオーカーの人たちに楽しみと目標ができるようにコースを設定してはいかがでしょうか。
　夏期には樹木や花が変化する街並みと自然を堪能し、東川町の再発見と医療費軽減にもつながり、予防医学の観点からも町民の健康維持のためウォーキングを推奨してはいかがでしょうか。
　町長に伺います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今ご質問いただきましたけれども、内容についてはごもっともなことというふうに理解をしております。
　ある町民の方からもお手紙を頂戴いたしましたけれども、高齢者になって免許を返上したと。車に乗っているときは見えなかったけれども、免許証を返上して自分で歩くようになった。歩くようになったことによって、今まで見えなかった田畑の草花、稲だとか、そういったものの成長が見えるし、草花も見える。或いは大雪山の四季の変化なんかもゆっくり楽しむことができた。その他、町の景観なんかを十分楽しめるということで、歩くことの素晴らしさというものを感じたということでお手紙をいただきました。
　ですから、歩くということ。私たちが車社会の中で体験できなかった様々なものを発見することができるというふうに思いますし、それが生きる力、或いは楽しみ方にもつながっていくのではないかと考えております。
　現在、ノルデックと言いましょうか、ウォーキング、或いはランニング含めてありますが、ゆめ公園のところ1.5キロぐらいありますから、これを２周してもらってもいいでしょうし、或いは自分で羽衣公園のところの周辺で自分のコースを探してみてもらってもいいでしょうし、或いは自転車道になっております堤防のところを歩いてもらうというこ

ともいいでしょうし、或いはキトウシの森林公園の中、今温泉を整備しようというふうにしておりますけれども、森林浴を兼ねて周辺を歩いていただいて、そして温泉に入って体を清めていただいてお帰りをいただくというようなこともいいでしょうし、自分に合った良いコースというものを見て、それを自分のコースとして設定し楽しんでいただくということがよろしいんじゃないかと思います。

町としても、ここがということじゃなくて、推奨の箇所として今お話を申し上げたようなところを周知していく。場合によって何か必要なものがあるとすれば必要なものを配置していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

議長（高橋昭典君）　２番、山家祥幸君。

２番（山家祥幸君）　素晴らしい前向きの町の健康増進のためのお考えがあるということで大変嬉しく思います。

ただ、歩くだけとかなんかですと、距離に対してとか色んな部分の中で何か目標設定があったらいいんじゃないかな、それから何か楽しみがあったらじゃないかなという、景観もそうなんですけども、例えばある町ではトータルで100キロ歩きましたら商品券1,000円になるとか、そういうような特典もあるような町もあるみたいです。

当町の方はHUCカードなどのポイントがありますので、何かそういうので距離とHUCカードのポイントを付与するとか、そういうものも一つの案じゃないかなと思います。

その場合、自己申告になると思いますけども、スマホなどのアプリにはそういう歩数から距離から出るアプリがありますので、そういうものの中でその距離でポイントの付与とか、そういうものの楽しみをつけるというのも一つの方法じゃないかと思いますけども、ご検討いただければと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　ご提案承りました。

今、役場の若手職員が中心になりましてまちなかのICTの整備を検討いたしておりますので、そういった中で歩いた距離なんかを確認しながら何かをすることができるのかどうか。その辺を含めて、また、商工会の方ともそういうHUCカードを活用した健康増進で何ができるのか。その辺相談をしながらいきたいと思います。

歩いたから商品がもらえるというのもちょっとあれなので、歩いていただいてお風呂に入って美しくなってポイントとかっていうのがいいのか、ちょっと考えてみたいと思いますので、時間をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　２番、山家祥幸君。

２番（山家祥幸君）　ありがとうございました。

町民の健康はまず歩くことからと思います。是非その辺前向きに検討

いただきながら、素晴らしいまちづくりに邁進していただければと思います。
私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長（高橋昭典君）　以上で山家議員の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

○日程第５　議案第１号

議長（高橋昭典君）　これより議案審議に入ります。
日程第５「議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第３号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第３号）について、提案理由と補正内容の説明を申し上げます。
１頁をお開き願います。
令和３年度東川町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
第１条　歳入歳出予算の総額に　歳入歳出それぞれ 210,940 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10,789,566 千円とする。
第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関するもの、ひがしかわ株主制度に関するもの、地域活性化企業人、地域おこし協力隊、集落支援員に関するもの、農業補助事業採択に伴う事業実施によるもの、各公共施設の修繕に関するものなどが主な内容です。
それでは、最初に歳出から説明させていただきますので、８頁、９頁の事項別明細書をご覧ください。
はじめに、２款　総務費、企画費、企画政策費、地域情報通信基盤整備推進事業は、国営緊急農地整備事業に伴う町有の光ファイバーの移設を全額国の補償費を財源に行います。
次の地域活性化企業人交流事業プログラム事業は、町の情報通信の構築と行政サービスのデジタル化を推進することを目的に、国の地域活性化企業人の制度を活用し、デジタルネットワーク事業等を行う企業から人材を派遣いただくことを目的に増額するもので、財源については一般財源となっていますが、全額特別交付税により措置をされることとなります。
次の地域活性化・特別対策費は、日本学生支援機構より、食・住に対する新型コロナ感染症対策助成金として 1,000 千円が交付されることから、特定財源として新型コロナウイルス感染症対策助成金を増額し、一般財源を減額するものです。
次の地域おこし協力隊事業費、地域おこし協力隊インターン等推進事業は、写真のイベント従事を通じて東川町で働く魅力を体験してもらい、将来的な地域おこし協力隊事業につなげることを目的に、今年度よ

り新たに設けられた国の制度を活用するもので、毎年開催するフォトフェスタ期間中において、「写真の町」東川賞の受賞作家作品展の展示等に全国の大学生や社会人がボランティアとして参加する「フォトフェスタふれんず」の２週間の任期にかかる報償費並びに受入プログラムの作成及びコーディネート業務にかかる委託料について予算化するもので、財源については一般財源となっていますが、全額特別交付税により措置されることとなります。

次の地方創生応援税制費、魅力発信事業は、元文化長長官である近藤誠一氏は、現在、一般社団法人 TAKUMI - Art du Japon 代表理事を務めながら文化的な活動を行っており、今回、日本人の心の原風景として、本町と所縁のある隈研吾氏、加藤登紀子さんを含めた識者 20 名ほどに取材をし、「日本の心」という書籍を発刊する事業に対し、ひがしかわ魅力発信事業補助金として予算計上いたします。

この事業について、企画の提案をいただいた「かまくら春秋社」から、事業費について、企業版ふるさと納税等を近藤誠一氏の人脈を中心に集め、東川町と連携して取り組みたいとの申し出から、財源については、「写真の町」ひがしかわ株主制度、企業版ふるさと納税制度に投資等をいただいた額を充当するもので、「写真の町」ひがしかわ株主基金 11,100 千円、まち・ひと・しごと創生基金（企業版ふるさと納税）7,000 千円をそれぞれ充当し、町の魅力を伝える書籍の制作補助として一般財源を 1,900 千円充当します。

次の新型コロナウイルス感染症対策費は 159,340 千円を予算計上いたします。

予算の詳細についてですが、第２回定例会追加資料の１頁、新型コロナウイルス感染症、令和３年度経済対策事業（３号補正事業）を併せてご覧願います。

今回は、感染症対策及び経済対策として 12 の事業を実施いたします。

まず、「感染症対策事業」として、３－１　社会生活維持を目的とした公共施設環境整備事業について、防災の拠点施設である役場庁舎では、この夏においても職員並びに来庁者がマスクを着用し利用することから、庁舎内の熱中症対策を講じる必要があり、空調設備を各フロアに１台設置するほか、遮熱フィルムを設置することで庁舎内の温度の上昇を抑制する事業のほか、指定緊急避難場所として災害時に危険を回避するために一時的に避難を行う東川小学校周辺の環境整備に利用する専用機器の購入を経済対策として実施するため、工事請負費 10,000 千円、備品購入費 6,500 千円を計上します。

次の３－２　クラスター等対策環境整備事業は、マ・メゾン、国際交流会館等の学生寮において、クラスター防止を図るため個室の確保に要する経費など、感染を予防する事業費として、クラスター対策等環境整備事業補助金 5,000 千円を計上します。

次の３－３　妊婦支援対策事業は、昨年度の実施した HUC 付与について、コロナ禍の中において、令和３年中に妊娠された妊婦に対して無事出産をいただけるよう 50,000 円分の HUC ポイントを付与する事業として妊婦支援補助金 4,440 千円を計上します。

次に、「農業支援事業」として、３－４　米販売支援（株主制度）は、全国的にコロナ感染拡大による外食産業を中心とする消費低迷や昨年の豊作を受けて米価が落ち込んでおり、コロナ禍の長期化により令和３年産への影響も予想されることから、町株主制度（ふるさと納税）での東川米需要拡大と PR による支援のため、東川米消費拡大対策事業補助

金として40,000千円を計上いたします。
次に、「商業者等支援事業」として、３－５、３－６　HUCカードと連動した消費拡大事業として、HUC電子マネープレミアムチャージに、10％プレミアムを付与するほか、より多くのHUC加盟店での消費を促すため、複数店舗で購入した際のHUCレシートを集め、ポイントを付与する事業を行う事で、町内の消費喚起を支援する事業として飲食小売店消費拡大支援事業補助金10,000千円を計上します。
なお、本事業について、10％以内上乗せ分については、北海道「プレミアム付き商品券発行支援事業費補助金」で２分の１補助となります。
次の３－７　商業者等魅力創出支援事業と３－８　ものづくり開発支援事業は、商業者等がふるさと納税返礼品の登録を前提として事前に返礼品登録認定申請を行い、認定審査会において認定された商品開発にかかる材料費、備品購入費、パッケージ費など、新商品開発のために要した経費のほか、HP等開設等によるPR、売上増加を目指す経費並びにKAGUコンペに応募のあった作品を株主返礼品として商品化しようとする場合の開発に要した経費及びライセンス使用料について補助する事業として新商品開発支援事業補助金22,000千円を計上します。
次の３－９　家具・クラフト類の公共施設等活用促進事業について、役場エントランス、ロビーに配置する展示家具等の更新を行うほか、パートナーシップ協定締結企業に東川の様々な魅力が伝わるPRコーナーを設け配置する展示家具などの制作にかかる事業として地域資源活用家具クラフト等制作委託料6,400千円を計上します。
次に、「観光事業者等支援事業」として、３－10　国立公園観光宿泊施設魅力創出支援事業は、国立公園における観光宿泊施設がポストコロナに向けて施設等の環境改善を目的に改修等を行い、イメージアップを図ろうとする事業者に対して国立公園観光宿泊施設魅力創出支援事業補助金20,000千円を計上します。
次の３－11　経済対策・宿泊施設特別支援は、町内の宿泊施設で利用可能な宿泊割引券とHUCカードへのチャージ提供による町内消費喚起を図る事業として、1泊にかかる宿泊費の補助とHUCチャージをセットで行うほか、ロープウエイ利用者への利用促進を目的とした支援等に要する事業として、３－12　企業向けワーケーション誘致事業は、オフィシャルパートナー事業等向けの宿泊施設割引企画の実施により東川町と関係ある企業社員の滞在促進を図ることを目的に、町内の宿泊施設で利用可能な宿泊割引券の発行とHUCカードへのチャージ提供による宿泊施設利用と町内消費喚起を図る事業として経済対策・宿泊施設特別支援事業補助金35,000千円を計上いたします。
以上の12事業を実施するための事業費は総額で159,340千円となり、財源についてですが、資料の下段にもありますように、令和２年度繰越金等の一般財源を98,590千円、「写真の町」ひがしかわ株主事業関連の財源として基金より58,000千円、北海道「プレミアム付き商品券発行支援事業費補助金」の2,750千円となります。
なお、当初予算、繰越明許予算などの既存予算を含めた事業費の合計は473,674千円となり、資料３頁以降は既存事業の概要となりますので後程ご覧いただきたいと思います。
次の戸籍住民基本台帳費、マイナンバー関連事業は、９月１日からマイナンバーカードにより全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末と本町の電子計算機を電気通信回路で接続し、各種証明書の交付を行うため、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経

由し行う必要があることから、システムの設定料について予算化するもので、財源については一般財源ですが、２分の１は特別交付税で措置されます。

次の地域活性化費、地区コミュニティ費、地域自治活動推進事業は、地域自治、交通安全、防犯対策等の推進を目的とした推進員の配置に要する人件費ついて計上するもので、財源は一般財源となっていますが、全額特別交付税で措置されることになります。

次の頁、３款　民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は、経済的理由により結婚に踏み切れないなどの結婚に伴う経済的負担を軽減することを目的に、新婚世帯に対して新生活の初期費用を支援するために最大30 万円分の HUC ポイントを付与する事業として、手数料 462 千円、結婚生活支援事業補助金 4,200 千円をそれぞれ増額します。

次の児童福祉費、児童福祉総務費、児童福祉対策事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し 50,000 円の特別給付金を支給する事業として、消耗品 35 千円、通信運搬費 15 千円、子育て世帯生活支援特別給付金事業システム改修委託料 1,067 千円、子育て世帯生活支援特別給付事業 6,400 千円をそれぞれ増額し、財源については全額国庫支出金となります。

次の４款　衛生費、保健衛生費、墓地火葬場費、墓地管理事業は、東３号墓地の敷地内の環境整備として実施する伐木並びに通路の敷砂利を行う事業費として修繕料 411 千円を計上するものです。

５款　農林業費、農業費、農業振興特別対策費、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は、産地の収益力強化と担い手の経営発展のため必要な農業用機械、施設の導入を支援する事業として、１件の農業者が２台の機械整備の融資に対する補助を行う予算を計上するもので、財源は全額道費補助金で措置される間接補助となります。

６款　商工費、文化ギャラリー費、文化ギャラリー施設維持管理事業は、経年劣化に伴い下水詰まりが出たことによる屋外汚水桝の修繕を行う事業費として工事請負費 817 千円を計上いたします。

９款　教育費、教育総務費、学校給食費、中学校給食事業は、学校給食調理場で使用しているボイラー３基のうち１基が故障による取替工事が必要となったことから工事請負費 1,232 千円を増額するものです。

次に、中学校費、教育振興費、中学校教育振興事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった中学校の修学旅行について、7月に延期したことに伴い旅行代金の差額が発生することから、中学校修学旅行延期差額負担金として 355 千円を計上するものです。

次の社会教育費、社会教育総務費、ゆめりん運営事業は、地域交流センターの空調設備にかかる室外機の故障に伴う修繕費として修繕料 500 千円を増額するものです。

歳出の説明については以上です。

続いて、歳入について６頁、７頁をご覧ください。

歳入は、歳出と連動した財源の増減となっています。

11 款　地方交付税、特別交付税は、地域活性化企業人、地域おこしインターン事業、マイナンバー関連事業、地域自治活動推進事業にかかる措置額 8,694 千円を増額します。

15 款　国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、子ども子育て支援事業費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 7,517 千円を増額します。

16 款　道支出金、道補助金、農林業費道補助金は、強い農業・担い

手づくり総合支援事業補助金は、産地の収益力強化と担い手の経営発展のため農業者の機械整備の融資に対する間接補助、次の商工費道補助金、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、HUC ポイントチャージに伴う 10％のプレミアムに対する２分の１の補助となります。

19 款　繰入金、基金繰入金、「写真の町」ひがしかわ株主基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち返礼品にかかる米の増量キャンペーン、商品開発にかかる事業費を 58,000 千円、「日本の心」制作事業費分について 11,100 千円を計上し、次のまち・ひと・しごと創生基金繰入金は、「日本の心」制作事業費分 7,000 千円を計上するものです。

次の 20 款　繰越金は、前年度からの繰越金で、前年度会計は５月末の出納整理期間終了により歳入、歳出それぞれ執行額、繰越額が確定したところでありますが、繰越額は 299,827 千円となったことから、当初予算で計上している繰越金 100,000 千円との差額、199,827 千円が留保される額となり、この内 107,863 千円を今回の補正予算の財源として計上いたします。

次の 21 款　雑収入、雑入は、光ケーブル移設補償金について、歳出で説明しました国営緊急農地再編整備に係るもので、北海道開発建設部による補償費です。次の新型コロナウイルス感染症対策助成金は、日本学生支援機構より食・住に対する助成金となっています。

以上が、議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第３号）の説明です。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。

10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　10番、鈴木です。

歳出の９頁のところになりますが、地域活性化企業人交流事業プログラムでデジタルネットワーク事業の企業からということですが、具体的にもうどちらの企業ということが決まっていますでしょうか。そして、その方たちはどちらの部署にどんな具体的な業務で何人来られるでしょうか。

同じように、もう一つ、地域自治活動推進事業ですね。こちらの方も、どちらの課に来られてどのような業務をされるかということをお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　それでは、ご回答させていただきたいと思います。

まず、地域活性化企業人の方でございます。こちらの方につきましては、現在、ＮＥＣネッツエスアイ様の方からＳＥの方を町の方にお越しをいただいて、町のいわゆる通信ネットワークの整備であったり、先程ご質問いただきました地域情報通信を加速化させていこうということで、ネットワーク、或いはサービスの提供といった部分で活躍いただく人材を派遣いただくという予定でございます。

こちらについては７月１日からということで、現在１名の方の派遣を

予定しているところでございます。
所属につきましては、企画総務課の方の配属ということを予定しているところでございます。
それから、もう一点の地域活動の推進員でございますが、こちらも企画総務課の方への配属を行いまして、主には交通安全の推進、それから、防犯関係。そして、地域自治振興会等とのネットワークをつなぐ推進員ということで、１名の配置をしているところでございます。
以上です。

議長（高橋昭典君）

他に質疑ありませんか。
１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）

民生費の社会福祉総務費の中で、結婚新生活支援事業なんですけども、私もこれどういう事業なのかちょっと調べてみたんですけども、国で補助されている事業だと思うんですけど、今年度も国の補助を得ながら行うものなのか、それとも全く町独自で支出するものなのかっていうところなのと、それと、国の方では、先程も説明ありましたけど、婚姻に伴い住宅取得費用または住宅を借りる費用だったり引っ越し費用を新生活に伴い補助したいという目的で出しているんですけども、町でHUCポイントで出してしまった場合、住宅費用とかに果たして使えるものなのかどうか。引っ越し費用をHUCポイントで払いたいですよとか、敷金をHUCポイントで払いたいと。整合性が合わないような感じになってきているんですが、そういったことはどういう感じでなっているんでしょうか。

議長（高橋昭典君）

保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課長（佐々木英樹君）

まずもって、第１回定例会でご提言ありました本事業について、国への当初申請が漏れておりまして、今回、町単独事業で実施する提案となりましたことをまずここでお詫び申し上げます。
今回、町単独事業で実施する制度事業概要としましては、新規に結婚した世帯が町内で安心した生活をスタートできるように、婚姻に伴う住居費や引っ越し費用など最大30万円のHUCポイントを付与するものでございます。
対象期間については、令和３年４月１日から令和４年３月31日までに婚姻届けを提出し受理され、夫婦またはどちらかが新居に住み替え、同じ世帯で生活していること。
また、所得制限としては、夫婦の合算した所得が400万円未満。収入ですと540万未満となりますけれども、その方に対してHUCポイントを付与するものでございます。
先程国の事業と町の事業というお話ありましたが、今回は町単独事業ということでございます。仮に国の事業が採択された場合でございますが、国の制度では39歳未満の夫婦ということでございますが、町の制度では年齢要件を撤廃しております。まず、町独自の実施分として、39歳を超える方は町単独事業として整理しまして、夫婦共に39歳以下であれば国の事業の対象として区分したいと考えております。また、現金給付をHUCポイントとしている件については、補助申請の際に、経済波及効果や地域での見守り体制等を説明しまして協議して参りたいと思い

ます。
以上でございます。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。
３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　新型コロナウイルス感染症の経済対策事業案の中の3-2番、クラスター等対策環境整備事業についてお伺いいたします。
学生寮のクラスター防止を図るために隔離用個室を確保するというふうに書かれておりまして、先程の説明によりますとマ・メゾンということで名前が挙がっておりましたが、こちらマ・メゾン１カ所に対しての事業なのか。すなわち、西川食品さんに対して5,000千円支払いますよということでよろしいのかということですね。と言いますのは、併せてお聞きしたいんですけども、隔離用個室を確保するのに対して5,000千円という金額がいかがなのかなっていうことについてお伺いしたいということで質問させていただきます。

議長（高橋昭典君）　副町長、市川直樹君。

副町長（市川直樹君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。
隔離部屋の関係につきましては、令和２年度の新型コロナウイルスの時には隔離部屋の確保ということでマ・メゾンの方と国際交流会館、両方にお願いをしまして、その他に通常の寮では出ない食事の提供というところで、日曜日、或いは土曜日の食事の提供も併せて対応させていただいたということでございます。
若干クラスターの関係も少しおさまってきたきらいはありますけども、町内のこれからの商店に対して食事に行ってもらうというようなことも考えますと、寮の食事提供というのは今回は見送って、万が一の学生寮の学生から感染者が出た場合にちゃんと隔離できるような部屋をあらかじめ用意をしていただくということで、その事業については引き続きという考え方で今のところおります。
対応する寮の関係については、マ・メゾンだけではなくて国際交流会館にも何室か用意をしていただくということで、マ・メゾンの対応、それと国際交流会館の対応。さらに、ちょっとここには出ておりませんけども、北工学園の関係で、学校でもクラスターを防止するための経費についても実はこの5,000千円の中に入れ込んでおります。詳細ここでは書いておりませんけども、その辺については学校の連絡会議というのがございまして、その中で再度この予算が通りましたら詰めて、必要な経費をこの中から、北工学園の対応、それと寮での対応というところで配分をしていきたいというふうに考えております。
以上です。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」

の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第１号　令和３年度東川町一般会計補正予算（第３号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第６　議案第２号

議長（高橋昭典君）
日程第６「議案第２号　議案第２号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
診療所事務長、金山裕之君。

診療所事務長（金山裕之君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第２号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について提案理由と補正内容をご説明申し上げます。
補正予算書の１頁をお開きください。
令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,300 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 435,300 千円とする。
第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
補正の主な理由ですが、１点目は、診療所内３か所の男子トイレ、これは外来待合、入院病棟、職員トイレでございます。小便器の不具合によるトイレ改修工事と、今年度導入を進めています診察券 ID カード化とマイナンバーカードオンライン資格確認装置設置のため電子機器増加による受付会計カウンター拡張改修でございます。２点目は外来患者ロビー及び入院病棟デイルームの椅子とテーブルの更新における備品購入の予算計上です。
それでは、はじめに事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、８、９頁をお開きください。
１款　総務費、施設管理費、診療所一般管理費、施設維持管理事業 6,300 千円の増額は、14 節　工事請負費と 17 節　備品購入費の増額です。
工事請負費 3,700 千円の増額ですが、大規模改修工事で計画としていた診療所内３か所の男子トイレ改修工事を、新型コロナウイルスワクチン接種で来客が多い状況からすぐに改修をしなければご不便をおかけするため、急遽前倒しをして工事をさせていただくものでございます。
なお、現状、水が止まらない状態が２台、水が噴き出す状態が２台、水が出ない状態が１台であり、小便器は設置後 21 年が経過し、部品もなく修繕できない状況となっています。
これに併せて、外来待合の多機能トイレにベビーベッドがないことから今回設置をし、機能と利便性向上を図るものでございます。
もう１点は、今年度導入を進めている診察券 ID カード化とマイナンバーカードオンライン資格確認の機器設置により、現状では設置しきれない状況になることから今回カウンターの拡張改修をするものでございます。

両工事ともへき地診療所運営費交付金、特別に要した費用の療養環境改善に要した費用として交付対象として申請することとしています。
次に、17節　備品購入費2,600千円の増額でございます。
感染防止対策と町内のコロナ経済対策を図るため、外来待合及び入院病棟デイルームの布製ソファーと椅子、テーブルを、清掃・消毒滅菌のし易い素材を使用したものに更新するものであります。
次に、歳入について説明いたしますので６、７頁をご覧ください。
１款　診療収入、その他の診療収入、諸検査等収入6,300千円の増額は各種予防接種料等でございます。
一般会計補正予算（第１号）にて新型コロナウイルスワクチン接種料32,981千円が計上されており、そのうち6,300千円を計上させていただくものでございます。
以上で、議案第２号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきますので、ご審議、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）
これより、質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第２号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第２号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計補正予算（第１号）について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第７　議案第３号

議長（高橋昭典君）
日程第７「議案第３号　東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
税務定住課長、吉原敬晴君。

税務定住課長（吉原敬晴君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第３号　東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。
議案第３号　東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
令和３年６月17日　東川町長であります。
本町では、住民の利便性の向上と個人番号カード（マイナンバーカード）の普及促進を目的として、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている印鑑登録証明書等の証明書を交付する機能を有する端末機（多機能端末機）から証明書を取得できるコンビニ交付サービスを令和３年９月１日から開始することに伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な内容についてご説明いたしますので、お手元に配布の令和３年東川町議会第２回定例会資料１頁、新旧対照表は２頁を併せてご覧ください。
コンビニ交付開始により、役場の受付時間外でも証明書を取得することが可能となります。印鑑登録証明書については、申請者が窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行ってきましたが、個人番号カードの個人認証機能を利用することで、申請者が店舗の端末機を自ら操作し、印鑑登録証明書を取得できるようになります。このため、個人番号カードを使用して端末機から申請を行った方に対し、その端末機から印鑑登録証明書を交付できるようにするための改正を行うものです。
コンビニ交付サービスについては、全国約 55,000 店舗の端末機において休日でも証明書が取得できます。時間は午前６時 30 分から午後 11 時まで利用が可能です。取得できる証明書等の種類は、住民票の写し、印鑑登録証明書、最新年度の所得課税証明書、戸籍事項証明書となっております。
サービスの開始に合わせまして、改正条例の施行日は令和３年９月１日としております。
以上が東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明であります。
よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）
これより、質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第３号について採決します。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第３号　東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第８　議案第４号

議長（高橋昭典君）
日程第８「議案第４号　東川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）
（登壇）
ただいま議題となりました、議案第４号　東川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容の説明を申し上げます。
今回の改正の主な要因としては、デジタル庁の設置、個人番号カードの発行・運営体制の抜本的強化、個人番号を活用した情報連携・特定個人情報の提供範囲の拡大等に関し、番号利用法のデジタル社会形成基本法、並びにデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法

律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「番号法」）、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による、条項ずれなどの対応が必要になることから、改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により説明いたしますので、第２回定例会資料の３頁を議案と併せてご覧頂きたいと思います。

まず、第１条ですが、番号法第 19 条第４号の追加に伴い東川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中、第１条及び第５条中「第 19 条第９号」を「第 19 条第 11 号」に改めます。

次に、資料４頁から５頁をご覧ください。

第２条は、番号法第 26 条の追加に伴い東川町個人情報保護条例中、第２条第１項第 11 号中「第２項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 20 条第４項において同じ。)」を加え、第 18 条第２項第４号及び第３項第４号中「第 28 条」を「第 29 条」に改めます。

第 20 条第４項は、内閣にデジタル庁を設置するため、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、番号法第 19 条第４号の追加等に伴い、「第 19 条第７号」を「第 19 条第８号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第９号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改めます。

議案本文に戻っていただき、附則では、この条例は令和３年９月１日より施行いたします。

以上、議案第４号について、提案理由と内容について、ご説明させて頂きました。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

議案第４号について採決します。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。

よって、「議案第４号　東川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び東川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第９　議案第５号

議長（高橋昭典君）　日程第９「議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由と議案の説明を求めます。

企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課　（登壇）

長（窪田昭仁君）

ただいま議題となりました、議案第５号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由と改正内容の説明を申し上げます。

今回の改正の主な要因としては、現在、世界的にまん延している新型コロナウイルス感染症について、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、緊急の必要があると認め、予防接種法に基づく臨時に行う予防接種として、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を市町村において実施することとしています。

町では、国の指示のもと北海道の協力により、医療従事者のほか、５月 24 日より 75 歳以上の高齢者に対して、基本型接種会場である町立診療所においてワクチンの接種を実施しておりますが、現状ではワクチン接種が最も効果的な予防策であり、今後、12 歳以上の予防接種も含めワクチン接種を加速化させることが重要であることのほか、国より 65 歳以上の高齢者に対するワクチン接種について７月末を念頭に終えることができるようワクチン接種の加速化について示されていることを鑑み、希望する対象となる町民が１日でも早く接種を終えることで、感染拡大を防止し、町の責務として町民の生命身体及び健康を守ることに総力を挙げてその対策に取り組み、併せて社会経済活動との両立を図っていく必要があることから、６月 26 日土曜日を皮切りに臨時接種日を設定し更なる接種加速化に取り組むこととしています。

土日、祝祭日に診療所の管理職以外の看護師等が勤務した場合は、時間外手当等の支給または振替休日等による対応となりますが、管理職である医師、看護師等が勤務する場合、時間外手当の支給はなく、振替休日による対応となりますが、平日に医師が休暇を取ることで診察、ワクチン接種等に影響があります。

現在、常勤の職員以外にも、必要に応じて医師、看護師等の必要な人材を雇用または委託等によりワクチン接種を行う事も想定していますが、町立診療所の医師、看護師等を中心にワクチン接種を行うことは、町民の安心感を得ることに繋がり、その結果、接種率を向上させ、万が一副反応があった場合への迅速な対応など、町立診療所職員等によるワクチン接種を第一に考える必要があることから、管理職が災害への対応などの臨時または緊急の必要により、週休日又は祝祭日等に勤務した場合に 12,000 円を超えない範囲内で支給することとしている管理職員特別勤務手当について、ワクチン接種業務に従事する場合に限り 100,000 円を超えない範囲内とする改正を行うものであります。

それでは、改正内容を新旧対照表により説明いたしますので、第２回定例会資料を議案と併せてご覧いただきたいと思います。

条例第 13 条の３第３項に、第３号として、「第１項に規定する勤務のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 46 条に規定する住民に対する予防接種業務に従事する場合は、第１号の規定に関わらず、100,000 円を超えない範囲内において町長が定める額」を加えます。

条例改正本文に戻りまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第５号提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。
10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　10番、鈴木です。
今回のこの設定は接種回数の見積もりから判断して設定されていることと思いますが、臨時接種日追加の追加日数ですとか、追加にあたっては、キャンセル待ち、要はワクチンを無駄にしないようにキャンセル待ちなどの措置を取られているのかどうか、その辺について教えてください。

議長（高橋昭典君）　保健福祉課長、佐々木英樹君。

保健福祉課長（佐々木英樹君）　まず、臨時の設定日についてでございますが、既に設定しております6月26日土曜日に1回目の接種専用の日として306名に対して接種予定でございます。2回目の接種を7月17日土曜日。新たにもう1クールとして8月7日と8日28日にも臨時接種日として設けまして、さらなる加速化を図って参りたいと思っております。
続いて、2つ目の質問でございますが、キャンセルがあった場合の形でございます。現在、ワクチンの廃棄防止方針ということで、予定していた接種日にキャンセル等によりワクチンに余剰が生じた場合、ワクチンを廃棄することがないようにあらかじめ指定するキャンセル待機者に接種することでワクチンの廃棄を防止することを目的に防止方針を定めております。
優先順位の具体例といたしましては、1番目にワクチン接種に関わる医療従事者、医療関係者等で未接種の方、2番目に高齢者福祉従事者等で未接種の方、3番目としましては診療所の入院患者ですとか高齢者福祉入所者などで未接種の方、続いての順番としては高齢者、障害者、幼児などと直接接する機会の多い従事者としております。その次に児童生徒学生と直接接する機会の多い従事者としております。まずは65歳に満たない高齢者施設入所者を最優先に。その次に社会福祉協議会のヘルパーさんの職員、そういった方に現在接種を進めているところでございます。
以上でございます。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
これをもって質疑を終結します。
これより、討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第5号について採決します。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第5号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第10　議案第6号

議長（高橋　日程第10「議案第6号　東川町手数料条例の一部を改正する条例の

昭典君）

制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
税務定住課長、吉原敬晴君。

税務定住課長（吉原敬晴君）

（登壇）
ただいま議題となりました、議案第６号　東川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。
議案第６号　東川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
東川町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。
令和３年６月 17 日　東川町長であります。
新旧対照表に基づきご説明いたしますので、お手元に配付の定例会資料７頁をご覧ください。
先程議決いただきました東川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の時にご説明しました通り、令和３年９月１日よりコンビニ交付サービスを開始することに伴い、現在、世帯全員の住民票については、１枚 300 円、２枚以上 400 円という設定になっていますが、コンビニ交付では１通りの設定となることから、１通につき 300 円で統一するよう改めるものであります。
また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、条例によってマイナンバーカードの再交付手数料が規定されている部分が不要となることから削除するものであります。
以上が東川町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明であります。
よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）

これより、質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第６号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第６号　東川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
休憩に入ります。再開は、14 時 35 分。（休憩宣言。14：22）

休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣言。14：35）

○日程第 11　議案第７号

議長（高橋昭典君）

日程第 11「議案第７号　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。

税務定住課長、吉原敬晴君。

税務定住課長（吉原敬晴君）

（登壇）

ただいま議題となりました、議案第７号　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由と改正内容についてご説明いたします。

議案第７号　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について

東川町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和３年６月 17 日提出　東川町長であります。

改正内容の説明についてお手元の資料によりご説明いたしますので、第２回定例会資料８頁、東川町税条例等の一部改正の要旨と併せてご覧ください。新旧対照表は 11 頁から 24 頁となります。

提案理由でありますが、「東川町税条例等の一部改正の要旨」に記載しておりますように、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和３年４月１日から施行となることに伴い、東川町税条例等の一部を改正するものです。

改正条文は２条建てとなっており、未施行の一部改正条例にも影響があることからこの形態になっております。

今回の改正の主な要因としては、住宅ローン控除の特例の延長等について、電子帳簿保存制度の見直しについて、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、軽自動車税環境性能割、種別割軽減措置の延長について、固定資産税（土地）の負担調整措置についてが主な内容となっております。

以下、内容について説明いたしますので、８頁をご覧ください。

第１条関係の１．個人町民税についてですが、住宅ローンの年末残高の１％が 13 年間税額控除される特例措置について、対象となる住宅の入居期限を１年間延長するとともに、住宅の面積要件を緩和します。

電子帳簿保存制度の見直しについてでは、給与等の支払を受ける者が給与等の支払をする者に対して上記帳票を書面に代えて電磁的方法により提出する場合、これまでは税務署長の事前承認が必要でしたが、この承認制度を廃止します。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例では、セルフメディケーション税制について、本特例の対象となる医薬品の適用期限が５年延長されます。

２．軽自動車税についてですが、環境性能割について、燃費性能の優れた自動車の普及を促進するために、新たな 2030 年度燃費基準の下で税率区分を見直します。

９頁に移りまして、種別割については、環境性能の高い新車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）を２年間延長します。

10 頁に移りまして、３．固定資産税についてですが、固定資産税（土地）の負担調整措置について、令和３年度から令和５年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、土地に係る負担調整措置を継続し、その上で、新型コロナウィルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講じます。

第２条は、地方税法の改正により引用条項の条項ずれ等に伴い条文の改正を行うものです。
続いて、附則ですが、１．施行期日については公布の日からとし、令和３年４月１日から適用しますが、条例第１条中、寄附金制度における寄附金の範囲の見直しに伴う改正規定は令和４年１月１日から。
条例第１条中、町民税均等割と所得割の非課税範囲に係る扶養親族の範囲の改正規定は令和６年１月１日から。
条例第１条中、中小事業者等が生産性向上特別措置法に基づき取得した一定の機械装置等に係る課税標準の特例は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から。
条例第１条中、民間の雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から。
附則第２条は町民税に関する経過措置について、附則第３条は固定資産税に関する経過措置について、附則第４条は軽自動車税に関する経過措置について規定しております。
以上、　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由と改正内容についてご説明申し上げ、提案させていただきますので、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第７号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第７号　東川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 12～13　議案第９～10 号

議長（高橋昭典君）　議事の進め方についてお諮りします。
日程第 12「議案第８号」と日程第 13「議案第９号」は、いずれも子ども・子育て支援新制度における「特区小規模保育事業の連携施設への位置付けに係る用語整理について」に関する条例改正で、関連がありますので、これを一括議題とします。
日程順に従い、順次、提案理由と議案の説明を求めます。
子ども未来課長、藤川裕充君。

子ども未来課長（藤川裕充君）　（登壇）
ただいま議題となりました、議案第８号　東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第９号　東川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので、提案理由と改正内容について一括してご説明申し上げます。
各議案の朗読については省略をさせていただきますので、ご了承くだ

さい。
はじめに、提案理由でありますが、国家戦略特別区域法第 12 条の４第１項の規定により創設された国家戦略特別区域小規模保育事業について、この事業は、児童福祉法で２歳までの保育ができるものとされている小規模保育事業に対し、その児童福祉法の特例として５歳まで保育ができるとするものであります。
小規模保育事業を含む家庭的保育事業等は、保育終了後の受け入れ先として連携施設を確保するものとされていますが、この国家戦略特別区域小規模保育事業は連携施設として設定することができる施設に位置付けられていないものでありました。
今般、国家戦略特別区域小規模保育事業を連携施設として位置付けるため、厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が令和３年４月１日、それぞれの改正政令により改正され、対応する本町の条例におきましても所要の改正を行うものであります。
国家戦略特別区域小規模保育事業の認定を受けている自治体は、千葉県成田市、大阪府堺市、兵庫県西宮市の３自治体となっており、当事業の規定を設けていない本町を含めたその他の自治体に関しては、政令改正に伴う対応する条例の用語整理のみの改正となることを申し添えます。
加えまして、厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準におきましては、事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として書面に替えて電磁的記録による方法を認める規定が追加されることから、対応する本町の条例において所要の改正を行うものです。
改正内容についてご説明いたします。
第２回定例会資料の 25 頁、新旧対象表をご覧ください。
東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例につきまして、第６条第１項中「第３号」を、「教育」という語句の定義範囲の改正のため「以下この条」と改正。同条同項第３号中、「利用乳幼児」という語句の定義範囲の改正のため、「以下この号」の次に「及び第４項第１号」を加え、同条第５項中「、次」という語句の読点を取り、「行う者」を「行う施設」に改正するものです。
資料 26 頁をご覧ください。
事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として書面に替えて電磁的記録による方法を認める規定を加えるため、第 49 条の次に、電磁的記録として「第 50 条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。」といった１条を加えるものであります。
続きまして、資料 27 頁、新旧対象表をご覧ください。
東川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例につきまして、第 42 条第４項第１号中、「児童福祉法第 24 条第３項」の後ろに、児童福祉法内の読み替えを適用する場合を明記するため、「(同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第５項中、「、次」という語句の読点を取り、「行う者」を「行う施設」に改正するものです。

議案にお戻りいただきまして、附則についてですが、議案第８号、議案第９号、両条例とも公布の日から施行させていただくものでありますが、議案第８号おいて、第 49 条の次に１条を加える改正規定は、この規定における厚生労働省令の改正の施行日に合わせ、令和３年７月１日施行とするものであります。
以上、簡単ではありますが、議案第８号　東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第９号　東川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、一括して質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
最初に、議案第８号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第８号　東川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第９号　東川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 14　議案第 10 号

議長（高橋昭典君）　日程第 14「議案第 10 号　東川第三小学校校舎長寿命化改良工事請負契約について」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま議題提案となりました、議案第 10 号　東川第三小学校校舎長寿命化改良工事請負契約について提案理由をご説明申し上げます。
令和３年６月１日、地方自治法施行令第 167 条及び東川町財務規則第 133 条の規定に基づき指名競争入札に付した東川第三小学校校舎長寿命化改良工事について、それぞれ下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。
契約の目的は、議案第 10 号　東川第三小学校校舎長寿命化改良工事

請負契約についてであります。
契約の方法は指名競争入札による請負契約であり、入札は令和３年６月１日、役場第２会議室において午前 10 時 00 分から、荒井建設株式会社、橋本川島・廣野特定建設工事共同企業体、盛永・畠山特定建設工事共同企業体、吉宮・タカハタ特定建設工事共同企業体、新谷・ベスト特定建設工事共同企業体、高・小岩特定建設工事共同企業体、以上、１社、５共同企業体による指名競争入札を行いました。
入札は、第１回目の入札価格 220,000 千円に消費税相当額 100 分の 10 を加算した価格 242,000 千円で、吉宮・タカハタ特定建設工事共同企業体が落札いたしました。
落札率は 97.04％です。
従いまして、契約の金額は 242,000 千円で、契約の相手方は、旭川市６条通 21 丁目　吉宮・タカハタ特定建設工事共同企業体　吉宮建設株式会社　代表取締役　宮田昌英であります。
次に、工事概要についてご説明申し上げます。
お手元の第２回定例会資料の 28 頁を併せてご覧ください。
東川第三小学校は昭和 54 年に建設され、大掛かりな改修は平成 10 年に大規模改造工事として外壁塗装及び内部部分補修、平成 22 年に耐震改修及び屋根塗装工事を実施してきました。今回の工事は平成 22 年以来の大規模な改修工事であり、建物の長寿命化を図ることを主とした工事となります。
長寿命化改良工事は、文部科学省の事業である学校施設環境改善交付金を活用し、学校施設の構造体の劣化対策や給水、電気設備等ライフラインの更新等を図ることによって施設の耐久性を高め、省エネ化や多様な学習形態活動が行えるよう教育施設の環境整備を行うものです。
校舎はＲＣ造２階建てで延床面積が 1,284 ㎡、体育館がＳ造２階建てで延床面積が約 560 ㎡あり、主な改修内容は資料 28 頁の下にあります工事項目の通りですが、29 頁以降の１階平面図、２階平面図、立面図にてご説明させていただきます。
29 頁の１階平面図をご覧ください。
校舎棟では、床の貼替え、内壁の塗装、天井の補修、内窓の設置、下駄箱の取替え、トイレ内照明に人感センサー設置、流し台・水栓の取替え、給水給湯配管・換気扇・電気ヒーター・消火栓ポンプの更新、エアコンの設置を計画しています。
体育館棟では、床の塗装、ラインの引き直し、支柱用金物の設置、内壁の塗装、鉄骨の塗装、等を計画しています。
また、外部にあるキュービクル、井戸ポンプについても取替えをすることとしています。
30 頁の２階平面図をご覧ください。
校舎棟ですが、１階部分と同様に床、壁、天井、内窓、流し台、水栓、電気温水器の改修を行い、各教室にエアコンを設置します。
31 頁の立面図をご覧ください。
外観に係る部分については、外壁・屋根の全てを塗装改修いたします。また、室内にエアコンを設置したことにより、室外機を壁面に設置する計画となっています。
本工事は、令和４年１月 31 日までに完了となるよう、夏休み、冬休み等の長期休業期間を有効に活用し、児童をはじめとする利用者への影響を最小限にできるよう配慮し進めて参ります。
最後になりましたが、支出科目につきましては、令和２年度繰り越し

明許予算、９款　教育費、２項　小学校費、１目　学校管理費、14 節工事請負費であります。
工事契約期間は、令和４年１月 31 日までを予定しております。
以上、簡単ではありますが、議案第 10 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第 10 号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、「議案第 10 号　第三小学校長寿命化工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 15　諮問第１号

議長（高橋昭典君）　日程第 15「諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。
提案理由と議案の説明を求めます。
町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
それでは諮問をさせていただきたいと思います。
諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。
下記の者を人権擁護委員の候補として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定によって、議会の意見を求める。
記
住所　[redacted]
氏名　森　道弘
生年月日　[redacted]であります。
提案理由でありますけれども、前任者の安井繁光氏が令和３年、今年の９月 30 日をもって任期満了となり退任するため森氏を推薦するものであります。
森氏は、昭和 59 年に名古屋工業大学の合成化学科を卒業されまして同年の４月に愛三工業株式会社に入社をされまして、技術部で自動車の部品設計を担当しておりました。平成 22 年の３月 31 日をもって自由選択定年ということで退職をされ、加森観光のルスツリゾートで５年間くらい勤務をした後、東川町へ移住をされております。
公職歴でありますが、東川町の都市計画委員を平成 31 年４月から務めていただいておりますし、また、ボランティア的な活動としましては、写真甲子園のホストファミリーとしてご尽力をいただいている方であります。
人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありまして、法務大臣に対して候補者を推薦するため、今回、議会の意見を聞くものであります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより、質疑に入ります。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は、人事案件につき東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決は、起立採決とします。
諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに賛成の議員の起立を求めます。（全員起立。）
起立全員であります。
よって、「諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、原案のとおり推薦することに決しました。

○日程第 16　報告第１号

議長（高橋昭典君）　日程第 16「報告第１号　令和２年度東川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。
提出者より報告を求めます。
企画総務課長、窪田昭仁君。

企画総務課長（窪田昭仁君）　（登壇）
ただいま議題となりました、報告第１号　令和２年度東川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告いたします。
令和２年度東川町一般会計予算において設定した繰越明許費について、次のとおり繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定により報告いたします。
はじめに、２款　総務費、１項　総務管理費、職員人件費 23,300 千円は、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきました「KAGU の家」ヴィレッジ整備事業、西 10 号道路改良事業にかかる職員人件費について全額繰越して実施するものです。
同じく、総務管理費、防災無線行政無線整備事業 33,000 千円は、令和２年度第 10 号補正で繰越設定させていただきました防災無線改修事業について、事業に必要な半導体部品について、製造工場が火災事故により部品供給が大幅に遅れることとなり、年度内の事業完了が出来なくなったことに伴い全額繰越して実施するものです。
次の２項　企画費、「KAGU の家」ヴィレッジ整備事業 444,268 千円は、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきました「KAGU の家」ヴィレッジ整備事業について、国の令和２年度補正予算として採択されことに伴い全額繰越して実施するものです。
同じく、企画費　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 16,680 千円は、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業のうち、サラリーマン世帯給付金事業について、確定申告期限の延長に伴う４月以降の給付申請が見込まれることから、事業費 17,000 千円のうち 16,680 千円を繰り越して実施するものです。
次の４款　衛生費、１項　保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 31,526 千円について、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきましたワクチン接種にかかる事業費 31,601 千円の

うち 31,526 千円を繰り越して実施するものです。
７款　土木費、４項　都市建設費、西 10 号道路改良事業 69,000 千円は、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきました西 10 道路改良事業について、国の第三次補正により社会資本整備総合交付金の採択を受けたことに伴い全額繰越して実施するものです。
９款　教育費、２項　小学校費、東川小学校管理事業から第三小学校管理事業までの４事業 3,600 千円は、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきました各小学校における感染症対策、学習支援備品の購入に要する事業費について、事業費を繰り越し手続きすることに伴い全額繰越して実施するものです。
同じく、小学校費、第三小学校校舎等長寿命化改良事業 265,590 千円は、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきました国の第三次補正により学校施設環境改善交付金の採択に伴い全額繰越して実施するものです。
９款　教育費、３項　中学校費、中学校維持管理事業 800 千円は、令和２年度第 11 号補正で繰越設定させていただきました中学校における感染症対策、学習支援備品にかかる事業費について、事業費を繰り越し手続きすることに伴い全額繰越して実施するものです。
これら 12 事業、総額 888,700 千円を令和３年度に繰り越して事業を実施するものであります。
以上、簡単ですが、令和２年度一般会計予算において設定した繰越明許費の繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長（高橋昭典君）　本件は、報告案件ですが、質疑があれば答弁いただくこととして、発言を許します。
質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
本案は、報告済とします。

○日程第 17　報告第２号

議長（高橋昭典君）　日程第 17「報告第２号　報告第２号　令和２年度東川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。
提出者より報告を求めます。
都市建設課長、矢ノ目俊之君。

都市建設課長（矢ノ目俊之君）　（登壇）
ただいま報告案件となりました、報告第２号　令和２年度東川町公共下水道事業特別会計　繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。
令和２年度東川町公共下水道事業特別会計予算において設定した繰越明許費について、次のとおり繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定により報告する。
本件は、令和３年第１回定例議会　議案第５号で可決をいただきました令和２年度東川町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の旭川広域圏下水道施工事業負担金の繰越設定を計算し報告するものでございます。
旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町の１市５町で構成する旭川広域圏下水道施工事業負担金として、西部処理区施設整備事

業にて 18,347 千円を令和３年度予算に繰越し、財源内訳については下水道事業債の対象、事業費の 10 万円未満切捨てとなる 17,900 千円と一般財源が 447 千円になるものでございます。
以上、簡単ではございますが、報告第２号　令和２年度東川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の説明とさせていただきます。

議長（高橋昭典君）
本件は、報告案件ですが、質疑があれば答弁いただくこととして、発言を許します。
質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
本案は、報告済とします。

○日程第 18～19　報告第３～４号

議長（高橋昭典君）
次に、日程第 18「報告第３号」及び日程第 19「報告第４号」は、いずれも町が出資している法人の令和２事業年度の決算及び令和３事業年度の事業計画であり、地方自治法第 243 条の３第２項の規定に基づき提出された報告案件であります。
本件２件を一括議題とします。
なお、この２会計については、後日、町長部局より改めて説明を受けることとし、本議会においては概略で説明をお願いし、それに関しての質疑も二、三、受けて、改めて説明の場を持ちたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
日程順に順次、報告を求めます。
副町長、平田章洋君。

副町長（平田章洋君）
（登壇）
ただいま一括議題となりました、報告第３号及び報告第４号についてそれぞれ説明いたします。
それでは、報告第３号　令和２事業年度東川土地開発公社の決算及令和３事業年度の事業計画について、地方自治法第 243 条の３第２項の規定に基づき、別紙のとおり提出するものです。
まず、令和２年度事業報告ですが、報告書の方めくっていただき、２頁をお開きください。
事業総括として、事業計画では新たにグレースヴィレッジ南町１丁目 11 区画の造成を行い、22 区画の販売を目標として業務を行った結果、７行目の記載の通り、グレースヴィレッジ南町１丁目８区画を含めて全体で 30 区画の販売実績でした。
年度末の残区画は９行目に記載の通り５地区の団地で 43 区画です。
次に、理事会の開催は記載の通り３回であります。
次の頁、３の（1）の取得ですが、南町１丁目グレースヴィレッジの造成地の地主さんからの買取です。
その下、(2) の売払は、分譲宅地販売実績で、新栄団地１区画、ガーデンコートキトウシⅡ４区画、ウェストヴィレッジがめくって 12 区画、以下、友遊団地Ⅱ３区画、新栄団地第５次２区画、グレースヴィレッジ８区画で、売却価格 155,714 千円です。
その下は買戻し２件です。
次の５頁は令和２年度理事等の名簿です。

次に、決算報告ですが、６頁、７頁の鏡は省略いたしまして、８頁が２年度末の資産総額を示す貸借対照表です。

これを説明する前に、隣の９頁、損益計算書で、下段の当期純利益が19,696 千円の赤字決算となっておりますので、先に９頁の年間収支について説明します。

上段より、土地造成事業収益は 30 区画の売却価格 155,714 千円で、収益に対し原価は 97,893 千円。以下、1,000 円以下省略させていただきます。

従って、利益は 57,820 千円。

今申した収益と原価の明細は 13 頁に記載されておりますので、後程ご覧ください。

販売費及び一般管理費は 8,487 千円。内訳につきましては 14 頁に載っておりますのでそちらの方ご覧いただきたいと思います。

事業利益は差し引き 49,333 千円です。

事業外では、受取利息のほかで 127 千円でありますが、事業外費用の雑損失が 69,200 千円で、申し訳ございませんが 15 頁をお開きいただきたいのですが、上段の４は、先に申した事業外収益 127 千円の内訳で、その下につきましては、５　事業外の費用で、草刈等の雑損失で 809 千円に加え、町の一般会計に対して、施設整備等負担金として、過年度において土地開発公社が販売した団地造成地内で町が工事を実施した公共施設工事の起債償還額から交付税補てん額を除く、いわゆる真水負担18,391 千円を土地開発公社から町の一般会計に負担金として納めている分となっております。その他、町に対して 50,000 千円を計上しておりますが、こちらの部分につきましては、寄附という形で、実際にはせんとぴゅあの建設の部分に対する負担金として 50,000 千円という形になっております。

９頁に戻っていただきまして、当期の純利益につきましては、この寄附金 50,000 千円があるため、マイナス 19,696 千円の赤字決算となります。

次に、隣の８頁の年度末貸借対照表に戻っていただいて、令和２年度の財産の総額を示していますが、大まかに言いますと、預金は 263,271 千円、事業未収金 10,464 千円で、これは年度末の３月に契約をした１件の土地代金でございます。完成土地につきましては 96,468 千円。未成土地につきましては 20,751 千円。合わせて 390,955 千円の資産合計です。

負債及び資本の欄ですが、事業未払金で 22,028 千円。預り金 10 千円。前受金 2,093 千円、これは資産の部の未収金１宅地分の手付金 20％相当です。流動負債の合計が 24,132 千円。

固定負債がないことから、負債の合計額は同額でございます。

資本は、基本財産 3,000 千円。準備金で、前期繰越準備金 383,518 千円から令和２年度の赤字分 19,696 千円を引いて、資本の計は 363,822 千円に基本財産を加えた資本の計 366,822 千円で、負債・資本の合計は負債計 24,132 千円を加えた 390,955 千円です。

今説明した貸借対照表の明細は10頁から12頁まで記載されておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

以上が決算になります。

16 頁に監事の意見書を添付しております。

次に、令和３事業年度の事業計画ですが、18 頁をお開きいただきたいと思います。

基本方針、前段の情勢分析につきましては省略をさせていただきまして、具体的な宅地の分譲計画は中程（1）の宅地分譲の欄、記載の友遊団地からグレースヴィレッジの完成区画、15 区画の販売目標としております。

その下、２．事業は、記載の完成土地の計で 43 区画分譲と管理。

新たに新規宅地造成計画で、午前中にもお話がございましたけれども、北町３丁目、大雪木工のところでございますが、今現在たまねぎ畑として使用されているエリアの部分ですね。こちらの部分を造成する計画が今ございます。

その中で、今現在、市街地の分譲状況を申し上げますと、グレースヴィレッジにつきましては４月の段階では３区画の販売が残っていたんですが、今現在全て完売している状況でございまして、市街地につきましては分譲地を販売する用地がない状況になっておりまして、早急に北町３丁目、新たな宅地造成が必要となっております。

こちらの部分につきましては、以前、全協等でお話を一部させていただいておりますが、さらに北町３丁目から１線までの部分で面積が広がる可能性がございます。地権者との交渉含め、まとまった時点でまた改めて全協等でご報告をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

予定といたしましては、北町３丁目の用地につきましては令和３年度の秋、用地買収を進めて参りまして、工事着工につきましては令和４年度以降というところで、午前中町長の方からもお話がありましたが、販売開始につきましては令和５年、2023 年ということになりますので、その春以降の販売という形になろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、19 頁ご覧いただきたいと思うのですが、令和３年度土地開発公社の収支予算の鏡でございます。詳細は次の 20 頁の収支予算説明書でお話しします。

令和３年度計画予算の欄、左側の欄、事業収益の土地造成は、先に申した 15 区画の宅地分譲で 88,623 千円。事業外収益 77 千円を合わせて、収入合計 88,700 千円を見込んでおります。

一方、事業費用は土地造成原価が 47,125 千円。運営管理費が 10,200 千円で、内訳はこの表の右に記載の内容になっておりますので後程ご覧いただきたいと思います。この計 57,325 千円に事業外費用 19,075 千円を加え、支出合計 76,400 千円で、純利益は収支の差 12,300 千円を見込んでいます。

なお、雑損失につきましては、19,075 千円の内訳は右側説明欄の一番下に記載のとおり、宅地造成にかかる町が執行した公共施設の真水負担分と草刈り費用でございます。

このことを踏まえた予定貸借対照表は 21 頁。

令和３年度末では、表の右下、期末残高、資本合計 396,161 千円を予定しています。

22 頁、本年度の役員名簿が付いております。

以上が、土地開発公社の決算及び事業計画であります。

次に、報告第４号　令和２年度の株式会社東川振興公社の事業報告と決算及び令和３事業年度の事業計画について報告いたします。

令和２年度の事業報告について報告いたします。

令和２年度事業報告と事業決算報告ですが、２頁をお開きください。

令和２年度事業報告で、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、ホテル等の宿泊関連部門に大きな影響があり、ホテル、防災宿泊センター、パークゴルフで合わせて約 50,700 千円の赤字が生じておりますが、地方創生推進交付金事業を東川振興公社が地域再生推進法人として受託し、その諸経費用に相当する利益で補填する形で決算した結果、公社全体では 974 千円の黒字決算となりました。

次に、部門別事業概要ですが、①から⑦まで特徴的な表記が記載されておりますが、時間の関係から個別説明を省略し、部門別の決算説明時に補足説明いたします。

次に、４頁の貸借対照表をご覧いただきたいと思います。

令和２年度の資産の合計並びに負債、純資産の合計は 228,683 千円。内訳は下に記載のとおりでございます。

なお、未収金や未払費用、大きな数字となっておりますが、こちらの部分については３月末の数字でありますので、現時点は全て解消となっております。

隣の５頁、損益計算書、単年度収支ですが、1,000 円以下、端数を省略し、売上高、右側の上、1,148,058 千円。原価がその下 380,311 千円。売上利益がその下 767,747 千円ですが、販売費及び一般管理費が 795,064 千円。内訳は次の６頁に記載されておりますので後程ご覧いただきたいと思います。このことから、営業利益が 27,317 千円のマイナスとなります。

反面、営業外収益 29,697 千円を加え、営業外費用の支払利息 1,266 千円減じることにより、1,113 千円の経常黒字であります。

特別利益 66 千円を加え、固定資産除却損を減じて税引き前利益 1,180 千円。ここから税金を支払うと 974,282 円の黒字決算となります。

これに前期繰越利益を合わせ、２年度末の未処分利益は 10,221,668 円となるものです。

７頁の株主資本等変動計算書は、この未処分利益と資本金 12,000 千円を加えた 22,221,668 円が株主資本となります。

めくって８頁。８頁は監査報告書です。

次に、9 頁の縦の表は部門毎に分けて集計した振興公社全体の収支決算ですが、左からキトウシ森林公園、次にパークゴルフ場、物販と続き、ホテルまで。右端が合計で、上の段の収入の計は 1,177,823 千円。下の段の支出の計が、1,176,848 千円で、その一番下、974 千円の黒字であります。これが先の５頁の損益計算書の黒字の額であります。

また、それぞれの部門の一番下に部門別の収支が記載されています。

キトウシ森林公園のマイナス 73,559 千円は振興公社の本体ですので除いて、先に申したように、ホテルの赤字、次に赤字が大きいのはパークゴルフ場でございます。昨年の決算に比べ赤字額がさらに 2,300 千円ほど増えていますが、この分析につきましては後程説明いたします。

次が防災宿泊センターですが、昨年約 6,614 千円の赤字、引き続き本年度につきましてはコロナの影響を受けましてさらに 8,555 千円の赤字となっております。

これらの赤字を生涯活躍、コンステレーション等の地方創生推進交付金事業がカバーしているという決算となっております。

10 頁以降につきましてはそれぞれの部門別に決算を添付しておりますので、個別説明は省略し、後程ご覧いただきたいと思います。

先に申し上げました、11 頁のパークゴルフ場ですが、ここにつきましては親水とキトウシパークゴルフ場の合算でございます。

パークゴルフ場につきましては、有料施設使用料、キトウシのパークゴルフ場の合算で 10,233 千円。この表には出ていませんが、昨年の決算が 11,387 千円でしたので、1,150 千円減額しております。

コロナの影響も受けているんですが、近年パークゴルフの減少というのがございまして、平成 29 年の利用者数と比べてみますと、キトウシのパークゴルフ場であれば 50%以上の落ちを示しております。親水のパークゴルフ場で 29 年度の利用者数と比べると大体 20%前後という形になっているのが現状でございまして、パークゴルフ場でトータルで赤字で 15,550 千円ほど発生しておりますが、この内キトウシパークゴルフ場で占める割合が、収入については 2,560 千円ほどの使用料の収入が入るんですが、費用については 11,915 千円かかりまして、差し引き、こちらの方で 9,355 千円と。キトウシのパークゴルフ場の赤字の占める割合がパークゴルフ場の割合の全体の約 60%以上を占めているというのが現状となっております。

次の頁以降は部門別に収支が記載されております。

12 頁、物販が載っておりますけれども、こちらにつきましては 26,662 千円で大半は株主返礼品の収益となっております。

13 頁、国際交流会館。14 頁、委託部門。15 頁については防災宿泊センター。16 頁、くらし体験館。その他、地方創生の委託分が続いて参りまして、20 頁にはスキー場の関係が載っておりますけれども、スキー場につきましては、一昨年については雪が少なくて売上が上がらなかったんですが、令和２年度につきましては、決算で 65,851 千円、収益で 6,449 千円の黒字となっております。

21 頁はホテルの部分でございますが、これも一昨年の売上が 88,606 千円でしたが、赤字が 24,368 千円でした。

本年度の決算につきましては、売上につきましては 56,725 千円、赤字につきましては 26,654 千円というところで、現在、先程来からお話にも出ておりますけれども、キトウシの検討委員会の中で建て替えを進める予定で現在施設の改修について協議を進めておりますが、早急に施設の改修、経営の立て直しが必要となっているのが現状でございます。

以上が令和２年度の決算でございます。

次に、令和３年度の事業計画と予算について説明いたします。

23 頁をご覧ください。

東川振興公社の令和３年度の事業方針が記載されています。

前段、新型コロナウイルス感染症の問題など厳しい経営環境での営業努力と従業員の意識改革と人材育成に努めますという形で入っておりますけれども、以下、①から⑧まで具体的な事業計画が記載されておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

次に、24 頁、令和３年度各部門合算の事業収支でございますが、右端合計欄、歳入合計は 1,263,458 千円。下の支出の欄、合計欄の右端、1,262,913 千円で、その下、差し引き公社全体で 545 千円の黒字決算を予定しております。

全体枠組みは前年度同様、おおまかに言うとキトウシ森林公園、パークゴルフ場、防災宿泊センター、ホテルの赤字が、物販と国際交流会館、コンステレーション、生涯活躍、文化拠点価値連鎖、適疎ワーキング等の地方創生推進交付金事業から町からの委託益で補うこととしております。

25 頁をお開きいただきたいと思います。

部門別の予算で、中程の令和３年度予算の欄をご覧いただきたいと思

いますが、新型コロナの影響があらわれているところを中心に概略を説明します。
キトウシ森林公園全体、収入のケビンの施設収入をコロナの影響を配慮し前年度実績並みの 21,724 千円としていますこのことから森林公園全体はマイナス 75,286 千円となります。
めくって 26 頁はパークゴルフ場で、マイナス 18,372 千円。
27 頁、物販部門では、株主返礼品の取り扱いによる収益を見込んでおります。
29 頁は国際交流会館ですが、寮費等の収入、コロナの影響の改善も考慮し前年度予算比 108％の 115,559 千円を見込んでおります。最終的な収支は 16,237 千円としています。
めくって 31 頁、防災宿泊センターもコロナの関係から、改善に向かうものの赤字の予算としております。
33 頁から 36 頁までは、地方創生推進事業の地方再生推進法人として町から振興公社への受託事業であります。
37 頁につきましてはスキー場で、令和３年度予算、通常年として予算組みの 12 千円程度のプラスの予算です。
38 頁、ホテル、令和３年度については建て替えの予定があるため宿泊を除いた売上とし、収支差し引きで 12,093 千円のマイナスで組んでおります。
高原ホテルにつきましては、宿泊部門は既存のケビンを活用し、トロン温泉の入浴施設と地場食材の販売強化施設として国の交付金等を受け建て替えする予定でございますので、現在、先程も申し上げましたとおり、基本設計が間もなく終わり、この後、実施設計と進む予定となっております。
以上が令和３年度収支計画であります。
最後に、39 頁に役員名簿と株主名簿を添付させていただきました。
以上が報告第３号及び第４号でありますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　本件は報告案件でありますが、先程も申した通り後日町長部局より詳細の説明を受けるということになってございます。
今、説明を受けた中で、二、三、ご質問あれば質疑を受けたいと思います。
質疑ありませんか。
11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　２点だけお伺いします。
１点は、14 頁の受託業務部門ですけれども、当初予算で見ますと受託収入が 27,135 千円となっておりまして、実績が 88,000 千円、およそ３倍になっているんですね。これは何か特別なものがあったのかどうなのか、わかれば教えていただきたいというのが１点です。
それから、詳細については後日また説明をいただけるということなので、あと１点だけ。毎年、推進事業の中で多少利益も出て、そして公社全体として、町が設備投資をした国際交流会館やスキー場や、そういった設備投資に対しての公社からの施設整備等負担金があったと思うんですね。今年度、令和２年度はその額がいくらくらいなのかわかれば教えていただきたい。

議長（高橋昭典君）　副町長、平田章洋君。

副町長（平田章洋君）　ただいまのご質問でございますけれども、まず、公社からの町への施設整備等負担金でございますけれども、まず国際交流会館の部分のところで、13 頁をお開きいただきますと、ここに賃借料というのが出ているんですけれども、こちらの 39,877 千円のうちの 39,000 千円、これにつきましては町に戻る部分でございます。あと、ホテルの部分につきましても、4,045,061 円というのがございますけれども、このうちの 4,000 千円、これについては町に戻る部分ということになってございまして、もう１ヶ所がスキー所の部分でも 4,000 千円ほど戻るような形になっておりますので、戻る部分についてはその部分という形になります。

受託部分のご質問のございました当初予算から決算額につきまして大きく変わっている部分で、ここはどういったものなのかというお話ですが、こちらにつきましては、大きく数字変わっているんですけど、一部、町内の家具購入とかそういった部分入れているんですけれども、後程詳しい資料をお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）

これをもって質疑を終結します。

本案は、報告済とします。

○日程第 20～22　閉会中の所管事務等の調査の申し出

議長（高橋昭典君）　次に、日程第 20 から日程第 22 までは、各常任委員会委員長並びに議会運営委員長からの、閉会中の所管事務等の調査の申し出であります。

これを一括議題とします。

申し出の内容は、各委員長から会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付されている申出書のとおりです。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることに決しました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）　以上をもって、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

これをもって、令和３年東川町議会 第２回定例会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　鈴木　哉美

会議録署名議員　　鶴間　松彦